

高等学校等における
「通級による指導」ガイドブック

令和2年（2020年）3月
山口県教育委員会

目 次

第 I 部 基礎理論編

1	「通級による指導」の概要	
(1)	「通級による指導」とは	1
(2)	特別の教育課程の編成	2
(3)	担当教員	4
(4)	指導の形態	4
2	「通級による指導」の対象	
(1)	「通級による指導」の対象となる生徒について	5
(2)	障害の特性について	6
3	「通級による指導」の内容	
(1)	自立活動の目標	10
(2)	自立活動の内容	11
(3)	自立活動の内容の留意点	14
(4)	自立活動の内容の具体例	15
4	「通級による指導」の開始と終了の判断	
(1)	開始の判断	21
(2)	終了の判断	23
5	「通級による指導」の目標の設定から評価まで	
(1)	個別の教育支援計画・個別の指導計画とは	24
(2)	実態把握の工夫と目標設定の在り方	26
(3)	学習評価と単位認定について	27
(4)	指導要録の記載について	28
6	関係者との連携	
(1)	管理職のリーダーシップ	29
(2)	担任との連携	30
(3)	校内コーディネーターとの連携	31
(4)	中学校から高等学校等への引継ぎ・連携	32
(5)	保護者との連携	33
(6)	医療・福祉等の関係機関との連携	34

第Ⅱ部 実践事例編

1	「通級による指導」対象者決定までの流れ	36
2	「通級による指導」のスケジュール例	37
3	チェックシートの活用<生徒用>	39
4	チェックシートの活用<教員・保護者等用>	42
5	個別の指導計画の作成	43
6	障害に応じた指導の実践事例	
	Case 1	
	読み書きが苦手な、学習意欲が低い生徒への指導・支援	45
	Case 2	
	友人とうまく付き合うことができない生徒への指導・支援	48
	Case 3	
	生活リズムが崩れ、体調不良になりやすく学校生活に支障をきたしている生徒への指導・支援	51
	<参考>	
	「通級による指導」使用教材及び参考資料	56
7	「通級による指導」の評価	57
8	進路支援について	
	(1) 進路支援	59
	(2) 進学を希望する場合	60
	(3) 就職を希望する場合	63
9	障害者手帳の種類と取得	
	(1) 障害者手帳の種類	68
	(2) 各市町手帳申請等の担当課一覧	69
	(3) 障害者手帳所持によって受けられるサービス	69
	参考資料	70

第 I 部
基礎理論編

1 「通級による指導」の概要

(1) 「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態です。

小・中学校においては、平成5年度から制度化され、「通級による指導」を受けている児童生徒数は年々増加しています。

高等学校等では、これまで校内委員会の設置等による相談支援体制の整備や通常の授業の中での配慮、学校設定科目・教科の設定の工夫を行うなど、発達障害を含む障害のある生徒に対し、個に応じた指導や支援を行ってきましたが、特別の教育課程を編成して、「通級による指導」を実施することができませんでした。

このため、特別な教育的支援を必要とする生徒とその保護者は、不安を抱えながら中学校卒業後の進路を選択している状況があり、高等学校等においても連続性のある「多様な学びの場」の整備が求められてきました。

こうした中、平成28年12月の学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布により、平成30年度から高等学校等において、「通級による指導」が制度化され、「通級による指導」を教育課程に位置付け、生徒が履修し、成果が認められることにより、単位修得を認定することができるようになりました。

「通級による指導」の制度化により、次のようなことが期待されます。

<対象となる生徒への効果>

- 特別な教育的支援を必要とする生徒に、きめ細かな指導や支援を行うことにより、学校生活や社会生活をスムーズに送ることができるようになること。
- 生徒本人の自己理解が促進されたり、自信や意欲につながったりすることにより、不登校等の二次的な問題の未然防止や改善につながること。

<教職員や保護者・地域の方等への効果>

- 学校全体の特別支援教育がさらに進むこと。
- 教職員や保護者・地域の方、周囲の生徒等の、障害の特性や障害のある方についての理解が進んだり、相談支援体制が充実したりすること。

なお、対象となる障害については、「2 「通級による指導」の対象 (2) 各障害の特性について (P 6～P 9)」を参考にしてください。

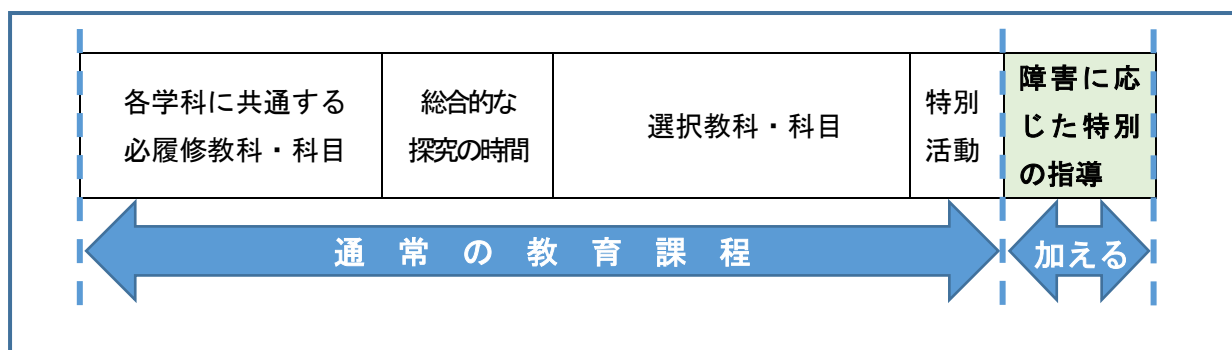
(2) 特別の教育課程の編成

「通級による指導」を受ける生徒の教育課程は、当該生徒の障害に応じた特別の指導（特別支援学校学習指導要領の自立活動に相当する指導）を、高等学校又は中等教育学校後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えて編成します。

特別な指導の修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校後期課程が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます。

① 通常の教育課程に加える場合の例（授業時数が増加する）

放課後等の授業のない時間帯に「通級による指導」の時間を設定します。この場合、対象となる生徒の全体授業時数は他の生徒と比べて増加することになります。

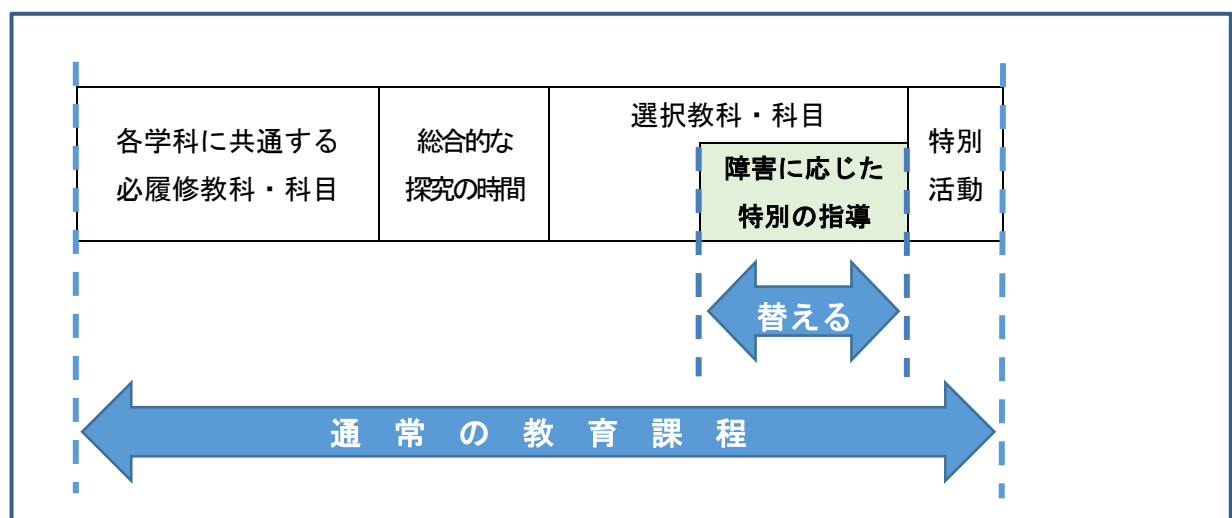


授業時数は、学校や地域、生徒の実態、指導内容等を勘案しながら適切に判断し、生徒の負担が過重とならないよう十分な配慮が必要になります。

長期休業中における「通級による指導」については、あらかじめ年間指導計画の中に組み込み、正規の教育課程として位置付ける場合には、授業時数に算定できます。ただし、長期休業中であっても、生徒の負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

② 通常の教育課程の一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

選択教科・科目の一部を「通級による指導」に替えることができます。



ただし、高等学校又は中等教育学校後期課程においては、「通級による指導」と次の教科・科目等の時間とを替えることができません。

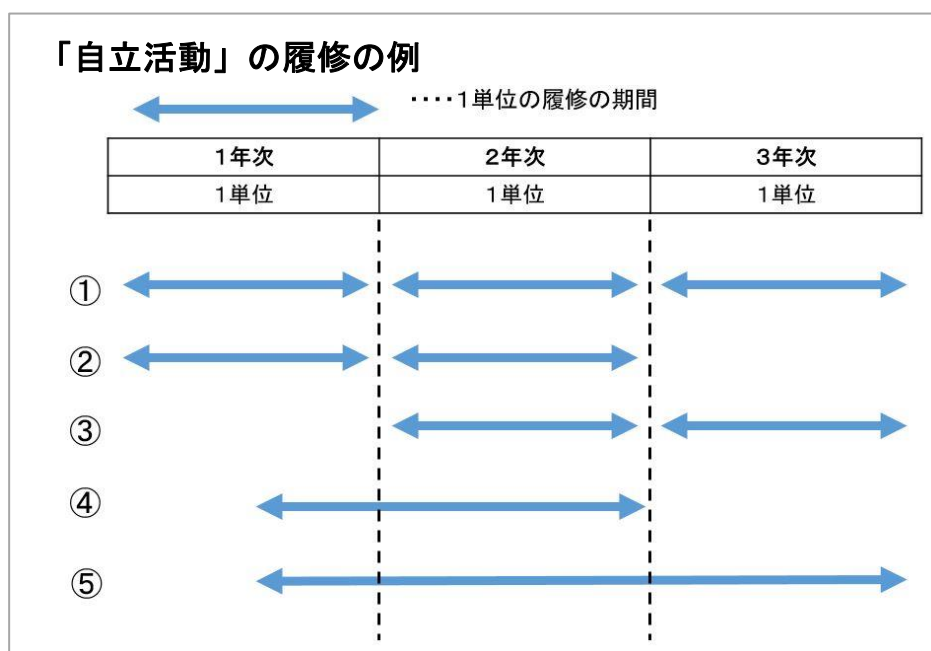
- ・ 高等学校学習指導要領に規定する必修教科・科目
- ・ 専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目
- ・ 総合学科における「産業社会と人間」
- ・ 総合的な探究の時間及び特別活動

また、加える場合、替える場合とも、当該生徒の週当たりの授業時数について、負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

〈参考〉

生徒が「通級による指導」を2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することが原則となります。しかし、年度途中から「通級による指導」を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に「通級による指導」の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位修得の認定を行うことができます。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うこともできます。

(高等学校学習指導要領 平成30年3月告示)



※ 学習評価と単位認定については、27ページを参考にしてください。

(3) 担当教員

担当教員に必要な資格は、高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する専門的な知識や技能、経験を有する教員であることが求められますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。

ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいです。

(4) 指導の形態

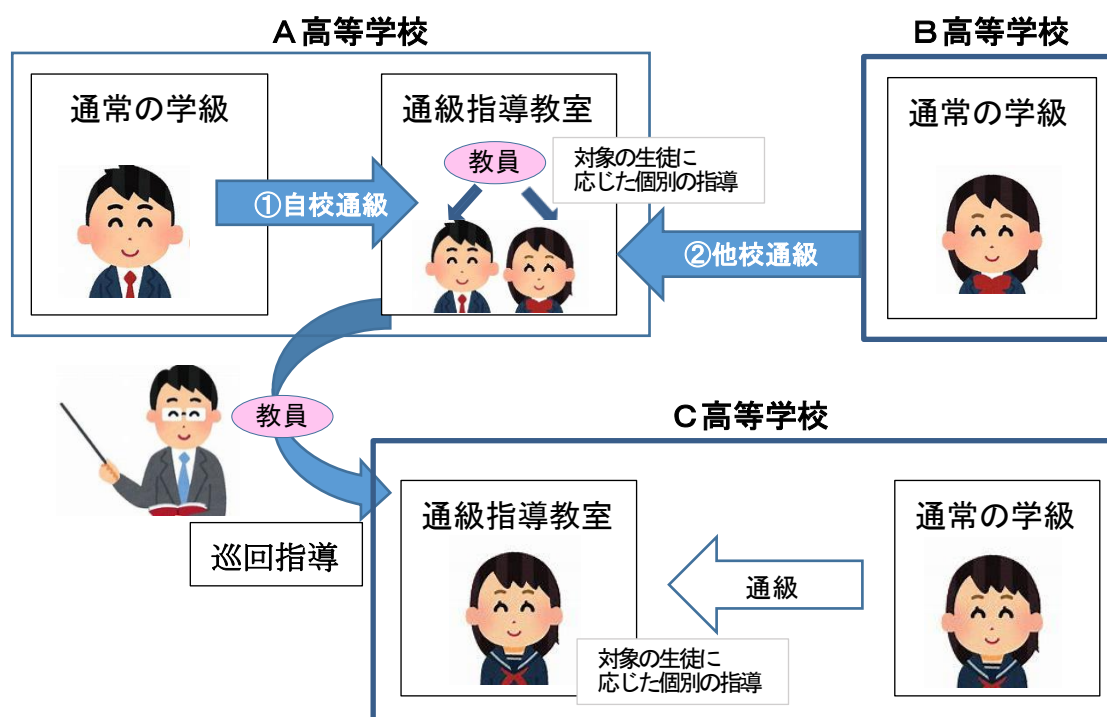
「通級による指導」の実施形態には、以下のものが考えられ、それぞれ利点があります。

- ① 自校通級・・・生徒が在籍校で指導を受ける。
 - ・ 通学の負担がない。
 - ・ 担当教員に相談しやすい。
 - ・ 通常の授業の担当教員との連携や校内における共通理解が図られやすい。
- ② 他校通級・・・在籍校以外の学校で指導を受ける。
 - ・ 対象となる生徒が少ない学校においても実施が可能。
 - ・ グループ指導が実施しやすい。
 - ・ 心理的な抵抗感に配慮しやすい。

※ 指導教員が複数校を巡回して、①や②を行う場合もあります。(巡回指導)

それぞれの利点や学校・地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択します。

【「通級による指導」の実施形態イメージ】



2 「通級による指導」の対象

(1) 「通級による指導」の対象となる生徒について

高等学校等における「通級による指導」の対象となる生徒は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条と、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（H25.10.4文科省通知）」に示されています。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のも

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のも

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のも

【「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（H25.10.4文科省通知）」】

(2) 障害の特性について

ア 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭である（構音障害）、話すときに詰まったり繰り返したりする様子が見られる（吃音）、言葉の理解や言語概念の形成につまづきがある（言語発達遅れ）などの状態を指します。また、そのために周囲の人とのコミュニケーションが円滑に進まず、子ども自身が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状況にあることを言います。

言語障害は、一見して障害があるということが分かりにくく、子どもの困っている状況が周囲の人々に理解されないことがあり、個々の状態に応じて配慮することが重要です。

イ 自閉症

自閉症の基本的な障害特性としては、（ア）社会性の障害（対人関係を適切に築くことが難しい）、（イ）コミュニケーションの障害（言葉を使って自分の意思を伝えたり、相手の感情を推し量ったりすることが難しい）、（ウ）反復的で常同的な行動（特定のものに対する強いこだわりや、興味関心が非常に狭い）の三つが挙げられています。

自閉症のある子どもの状態は多様で、知的な発達に遅れのない子どももいれば、知的な発達に遅れのある子どももいます。高機能自閉症とは、知的な発達に遅れがない自閉症のことです。また、知的な面や言葉の発達に遅れがないアスペルガー障害（アスペルガー症候群）も、自閉症と同様に広汎性発達障害の一つに分類されています。

ウ 情緒障害

情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。情緒が激しく現れることは、一般の子どもや大人にも起こることですが、多くは一過性であり、すぐに消滅するのでほとんど問題にされることはありません。しかし、それが何度も繰り返され、極端な現れ方をして、社会的な不適応状態をきたす場合があります。そのような状態にある子どもについては、特別な教育的対応が必要です。

情緒障害のある子どもは、情緒的な問題により、集団活動や学習活動など学校での社会的な適応が困難な状態にある様々な行動上の問題を有する子どもです。その原因や特性、特別な教育的配慮や指導の内容の違いから二つのタイプに分けられます。第1のタイプは、発達障害に包括される障害である自閉症及びそれに類するものにより、言語発達遅れや対人関係の形成が困難であるため、社会的適応が困難な状態にある子ども、第2のタイプは、主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、心理的情緒的理由により登校出来ない状態（不登校）、及びその他の状態（多動、常同行動、チックなど）にある子どもです。

エ 弱視・視覚障害

視覚障害のある子どもは、全く見えない、あるいはほとんど見えない状態の盲（もう）と、見えにくい状態の弱視に大別することができます。また、弱視といっても、視力、視野、色覚、光覚、両眼視、屈折・調節などの見え方を規定する要因となる視機能が個人によって異なっていることから、その見え方も様々です。つまり、視力0.1の子どもが2人いたとしても、視力以外の視機能の状態が同様でないことから、その見え方は異なっています。

オ 難聴・聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下を総称した言葉です。聴覚障害の発生した時期やきこえの程度、あるいは医療や教育における対応により、状態像も様々ですが、言語発達やコミュニケーション、社会性や情緒などの知的・精神的な発達の面に種々の課題が生じる可能性があります。

カ 学習障害（LD = Learning Disability）

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。LDは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があることが推定されるものであり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

キ 注意欠陥多動性障害（ADHD = Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

ク 肢体不自由、病弱及び身体虚弱

〈肢体不自由〉

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。肢体不自由といっても、その状態は不自由な部位や程度により様々です。右手や右半身だけの、あるいは両足の、さらには全身の運動・動作が不自由という場合があります。

また、その程度も、日常生活にさほど困難を感じない者、松葉つえや車いす等の補装具を必要とする者、さらには多くの活動に介助を必要とする者など多岐にわたっています。肢体不自由のある子どもへの対応をする際には、身体の運動・動作の困難さだけでなく、併せ有する他の障害による困難さへの配慮もきわめて大切です。

〈病弱及び身体虚弱〉

病弱とは、病気にかかっているため体力が弱っている状態です。身体虚弱とは、身体が弱いことで、病気に対する抵抗力が低下し、病気にかかりやすく、かかると重くなったり、治りにくかったりする特徴があります。このような子どもたちにとって一番つらいことは、運動や食事などの制限があったり、体調が悪いときがあったりするために、みんなと一緒に行動できないことです。病気であることが外見からは分からないことも多く、そのために、「すぐに言ったとおりに行動しない」とか「さぼっている」などと誤解されてしまうこともあります。

【出典】ア～カ、ク：「災害時における障害のある子どもへの支援」

（国立特別支援教育総合研究所）

キ：教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

【参考1】

それぞれの障害についてのより詳細な解説、及び通級指導等における指導内容については、「教育支援資料」（平成25年10月文部科学省）を参考にしてください。

URL 文部科学省：教育支援資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

〈内容〉

表紙

はじめに・目次

序論

第1編 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説

第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1 視覚障害

2 聴覚障害

3 知的障害

4 肢体不自由

5 病弱

6 言語障害

7 情緒障害

8 自閉症

9 学習障害

10 注意欠陥多動性障害

参考資料

※ 上記の内、「知的障害」は「通級による指導」の対象ではありません。

【参考2】 「発達障害」について

本章で説明した各障害名の他に、「発達障害」の語が用いられることがあります。これについては、発達障害者支援法（平成二十八年六月三日法律第六十四号：一部改正）では、「発達障害者」を以下のように定義しています。

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

【参考3】障害の名称について

「通級による指導」の対象となる障害の名称は、「学校教育法施行規則第140条」と、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（H25.10.4文科省通知）」と、参考1に示した文部科学省の「教育支援資料」に依ります。

一方で、標準的な診断基準であるアメリカ精神医学会の診断統計マニュアル（DSM）では、平成25年に改訂された第5版（DSM-5）において、診断基準や診断名等が変更され、これを受けて日本精神神経学会で診断名等の見直しが行われ、「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」が作成されました。

そのため、教育現場では、支援の必要な生徒について提出される医師の診断書、意見書や、研修会資料、特別支援教育関係書籍などにおいて、本章でお示した障害名とは異なる名称を目にすることも少なくありません。

DSM-5改訂以降、使用されることの多くなった障害の名称について、参考までに一部をお示します。

1 自閉スペクトラム症

「自閉症スペクトラム障害」と言われる場合もあります。ASD（Autism Spectrum Disorder）と略されることも多く目にします。①社会性の障害②常同的・限定的行動という二つの症状から、「自閉症」や「高機能自閉症」、「アスペルガー症候群」、「広汎性発達障害」等を連続した障害として一つにまとめた呼称です。

2 注意欠如・多動症

「注意欠如・多動性障害」と言われる場合もあります。ADHDと略されます。これまで「注意欠陥多動性障害」と言われたものですが、日本語の障害名として「注意欠陥」を「注意欠如」と言うことが多くなってきました。

3 限局性学習症

「限局性学習障害」と言われる場合もあります。SLD（Specific Learning Disorder）と略されることもあります。これまで「学習障害」と言われてきたものであり、従前通りLDと略されていることも多く見られます。

4 ディスレクシア

「限局性学習症」の中で、特に読字と書字に限定した困難さを示す障害をDSM-5では「ディスレクシア（dyslexia）」と表現しています。日本語では、「発達性読み書き障害」と表記されることもありますが、あまり使われていないようです。「限局性学習症」の一症状ではありますが、書籍等でもディスレクシアがクローズアップして取り上げられることがあるようです。

3 「通級による指導」の内容

(1) 自立活動の目標

一人ひとりの障害の状態等に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、「通級による指導」では、特別支援学校の自立活動に相当する内容を指導します。

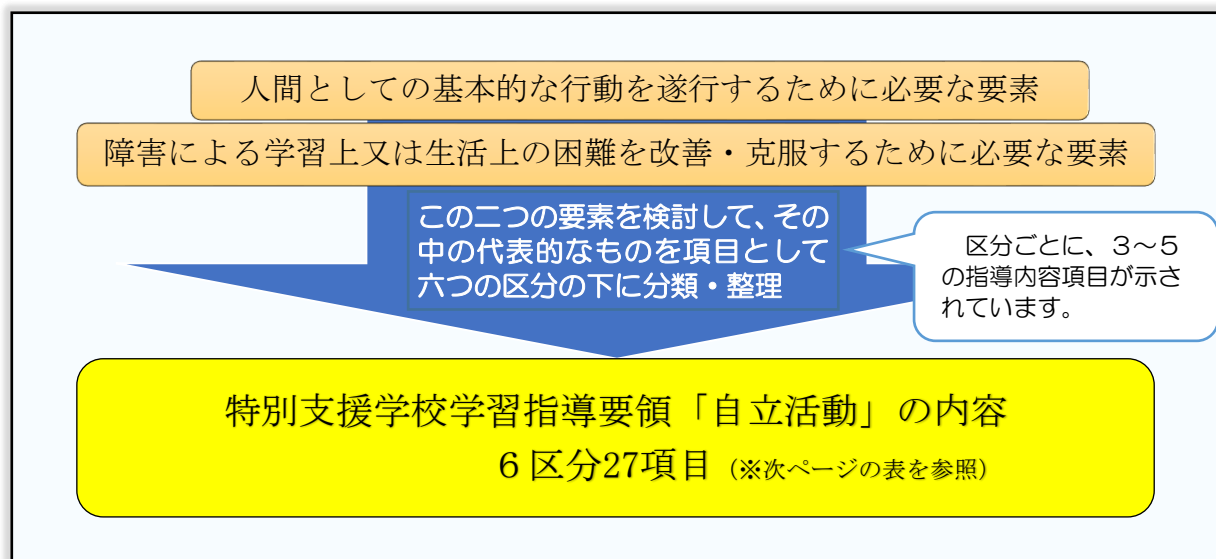
「自立活動」とは、「個々の生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目標として、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。

【ポイント】

「通級による指導」では、特別支援学校の「自立活動」に相当する内容を指導します。

(2) 自立活動の内容

特別支援学校では、児童生徒の自立をめざして、一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じ、「自立活動」の6区分の内容（下図参照）から、個別に指導内容を設定して指導を行っています。



「通級による指導」では、この自立活動の内容について、各教科・科目のようにすべて取り扱うのではなく、個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて必要とする項目を選定し、指導内容を設定します。

【ポイント】

「通級による指導」では、対象の生徒に応じた「自立活動」の内容を選択し、個別の指導を行います。

【特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容 6区分27項目】

	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
項 目	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事 こと。	(1) 情緒の安定に関する事 こと。	(1) 他者との関 わりの基礎に 関する事 こと。	(1) 保有する感 覚の活用に関 する事 こと。	(1) 姿勢と運動・ 動作の基本的 技能に関する 事 こと。	(1) コミュニ ケーションの 基礎的能力に 関する事 こと。
	(2) 病気の状態 の理解と生活 管理に関する 事 こと。	(2) 状況の理解 と変化への対 応に関する事 こと。	(2) 他者の意図 や感情の理解 に関する事 こと。	(2) 感覚や認知 の特性につい ての理解と対 応に関する事 こと。	(2) 姿勢保持と 運動・動作の 補助手段の活 用に関する事 こと。	(2) 言語の受容 と表出に関す る事 こと。
	(3) 身体各部の 状態の理解と 養護に関する 事 こと。	(3) 障害による 学習上又は生 活上の困難を 改善・克服す る意欲に関す る事 こと。	(3) 自己の理解 と行動の調整 に関する事 こと。	(3) 感覚の補助 及び代行手段 の活用に関す る事 こと。	(3) 日常生活に 必要な基本 動作に関す る事 こと。	(3) 言語の形成 と活用に関す る事 こと。
	(4) 障害の特性 の理解と生活 環境の調整に 関する事 こと。		(4) 集団への参 加の基礎に関 する事 こと。	(4) 感覚を総合 的に活用した 周囲の状況に ついての把握 と状況に応じ た行動に関す る事 こと。	(4) 身体の移動 能力に関する 事 こと。	(4) コミュニ ケーション手 段の選択と活 用に関する事 こと。
	(5) 健康状態の 維持・改善に 関する事 こと。			(5) 認知や行動 の手掛かりと なる概念の形 成に関する事 こと。	(5) 作業に必要 な動作と円滑 な遂行に関す る事 こと。	(5) 状況に応じ たコミュニケ ーションに関 する事 こと。

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る。

1
健康の
保持

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図る。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の予防に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにする。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにする。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事

自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働き掛けたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていく。

(5) 健康状態の維持・改善に関する事

障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにする。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 心理的 な安定</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く。</p> </div> <p>(1) 情緒の安定に関すること 情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにする。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関すること 場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付ける。</p> <p>(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること 自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 人間 関係 の形 成</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う。</p> </div> <p>(1) 他者との関わりの基礎に関すること 人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにする。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関すること 他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにする。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関すること 自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになる。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関すること 集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになる。</p>

4 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする。

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにする。

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにする。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりする。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにする。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにする。

5 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする。

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにする。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにする。

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図る。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高める。

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする。

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付ける。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにする。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにする。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにする。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにする。

(3) 自立活動の内容の留意点

「通級による指導」は、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行えることになっていますが、単なる教科学習の遅れを取り戻すための指導を行うことはできません。

平成5年の文部省告示の第1項では、「特別の指導」の定義の中に、原則として自立活動に相当する指導を行うこととしつつも、障害の状態に応じた「各教科の内容を補充するための特別の指導」が示されていました。

このことにより、これまで「通級による指導」の中で、「自立活動の指導」とは別に、各教科の補充指導が行われてきました。

しかしながら、「通級による指導」で行う各教科の補充指導について、単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘があり、平成29年3月に公示された小・中学校学習指導要領の解説総則編では、「教科の補充指導」という文言は削除され、「通級による指導」は、自立活動の指導の場であることが明確に示されました。

【参考】

- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月 幼稚部・小学部・中学部）
- ・ 高等学校における「通級による指導」実践事例集（平成29年3月 文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課）

(4) 自立活動の内容の具体例

実際に自立活動を指導していくためには、個別の指導計画を作成し、計画的に取り組むことが必要です。P10～P14までの自立活動の内容を組み合わせ、具体的な指導内容の設定までの流れを意識し、個別の指導計画を作成していきましょう。

【例】(特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編156ページからを改編)

学校・学年	高等学校・第1学年
障害の種類・程度や状態等	学習障害(読み書き障害)
事例の概要	学習上の困難を改善・克服するための方法を知り、その方法に習熟し使えるようにするための指導

指導目標	<ul style="list-style-type: none"> 英語を中心とした学習上の困難を改善・克服するための方法を知り、その方法を用いて、他の生徒の平均と同じ程度の時間で読み書きができる。 自分が提供されている合理的配慮の必要性を、質問されたときに説明することができる。
------	---

指導目標を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。		(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。		(2) 言語の受容と表出に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア コンピュータ等の情報機器等を使用して読み書きの困難を乗り越える方法に習熟し、必要に応じて、その成果や意図を他者に説明できる。	イ 適切な方法により、読み書きはできるようになることを理解し、今はできないことでも挑戦しようという気持ちをもつ。	ウ 読解に際して行われる情報処理過程の概略を理解し、自分の困難は方法を工夫することで乗り越えられることに気付く。
-------------------------	--	--	--

項目と項目を関連付ける際のポイント	(健) 健康の保持 (心) 心理的な安定 (環) 環境の把握 (コ) コミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> 困難を乗り越えるために使用するICT機器等や方法に関わる内容として(環)(2)(3)と(コ)(2)(4)(5)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、アである。 失っている自信を取り戻すために、(健)(4)と(心)(3)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、イである。 高校生段階としての自己理解ができるようになることをめざして、(心)(3)と(コ)(2)(5)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、ウである。 	

【通級の対象となる生徒についての、各障害種に応じた指導目標や指導内容の例】

① 言語障害		
状態像	器質的及び機能的な構音障害 話し言葉におけるリズムの障害 言語機能の基礎的事項の発達の遅れ	口蓋裂、構音器官のまひ等 吃音等 話す、聞く等の言語機能
指導目標	言語機能の障害の状態の改善を図る。	
指導内容	○構音の改善に関わる指導	・正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など
	○話し言葉の流暢性を改善する指導	・遊びの指導、劇指導、斉読法など
	○言語機能の基礎的事項に関する指導	・日常生活と体験を結びつけた指導
	○話すことの意欲を高める指導	
	○カウンセリング	
指導形態	個別指導を中心に行う。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の言語及びコミュニケーション能力等についての実態を十分把握した上で指導の方針を決めることが必要 ・コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具の有効活用 ・学級担任及び家庭との連携が必要（生活場面で継続的に発音・発語の練習を行うなど） ・器質的な障害のある生徒については、必要に応じて医療機関等との連携 	

② 自閉症		
状態像	他者と社会的な関係を形成することに困難を伴い、それに、しばしばコミュニケーションの問題や行動上の問題、学習能力のアンバランスを併せ有する。	
指導目標	社会的適応性の向上を図る。	
指導内容	○基本的生活習慣の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のものや行動に対する強いこだわり ・対人関係、コミュニケーション等の改善に関する内容 ・他者との関わりの基礎等 ・手指の巧緻性、協応動作
	○情緒の安定、社会適応力の指導	
	○人間関係の形成	
	○認知能力の育成	
	○感覚機能、運動機能の育成	
指導形態	個別指導や小集団指導を適切に組み合わせて行う。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の生徒の障害の状態に即した特別の指導が必要 ・個別指導で円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付け、個別指導で学んだ知識・技能を一般化する場面としてグループ指導を行うことが効果的 ・生徒の言語及びコミュニケーション能力等についての実態を十分把握した上で指導の方針を決めることが必要 ・コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具の有効活用 ・学級担任及び家庭との連携が必要 	

③ 情緒障害		
状態像	心理的な要因による選択性かん黙 不登校、多動、常同行動、チック	
指導目標	社会適応性の向上を図る。	
指導内容	○基本的な生活習慣の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び、対人関係、コミュニケーション等の改善に関する内容 ・他者との関わりの基礎等
	○情緒の安定、社会適応力の指導	
	○人間関係の形成	
	○カウンセリング、心理療法等による指導	
指導形態	個別指導や小集団指導を適切に組み合わせて行う。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・選択性かん黙や不登校などの状態等の的確な把握や原因の究明は困難な場合があるため、教育内容や指導方法を決定する際は慎重に進めることが必要 ・学級担任及び家庭との連携が必要 ・医療機関等との連携が必要 	

④ 弱視		
状態像	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な状態の者	
指導目標	見え方の特性に応じた学び方や補助具の活用方法を身に付ける。	
指導内容	○視覚認知	<ul style="list-style-type: none"> ・新出漢字や文章の読み書き指導 ・数学の図形に関する指導 ・地理歴史科の地図指導
	○目と手の協応 ○視覚補助具の活用	
指導形態	原則、個別指導。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な情報収集や処理の方法を指導しなければ効果的に学習活動を行うことができない教科内容、理科や家庭科の実験・観察や実習など個別に配慮が必要な教科内容などは補充的な指導を行うことも必要 ・適切な明るさ等、自ら環境を整えることができるようにすることも大切 ・視覚補助具や視聴覚機器等の教材・教具の有効活用 ・医療機関等との連携（器質的な障害のある児童生徒）が必要 	

⑤ 難聴		
状態像	補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態	
指導目標	聞こえ方の特性に応じた学び方や補助具の活用方法を身に付ける。	
指導内容	○保有する聴力の活用を優先した指導	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を適切に装用する指導 ・聴く態度の育成、聞き取りの練習 ・音声の聴取及び弁別の指導

	○言語指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の話し言葉の指導 ・ 語いの拡充のための指導 ・ 言語概念の形成を図る指導 ・ 日記等の書き言葉の指導
指導形態	原則、個別指導で行い、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度の判断に当たっては、専門医による診断に基づき生育歴や言語発達の状況等を考慮して総合的に行う ・ 保有する聴力の活用を優先し、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについて理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようになるための援助や助言も必要 ・ コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導効果を高めることが必要 	

⑥ 学 習 障 害 (LD)		
状態像	<p>聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力など、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。</p> <p>全般的な知的発達に遅れはない。</p>	
指導目標	個々の認知の特性に応じて、得意な面を生かした学び方を身に付ける。	
指導内容	○聞くことの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導
	○話すことの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書かれたものを見ながら自信をもって話をさせる指導
	○読むことの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導 ・ 細かな形の違いを見極めながら読む指導 ・ 指示語の理解を図る指導 ・ 書かれた事実を正確に捉えさせる指導 ・ 図解して主題や要点を捉えさせる指導
	○書くことの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に意識させながら正確に書く指導 ・ 経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導 ・ 読み手や目的を明確にして書く指導
	○計算することの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な事象を基に数概念を形成する指導 ・ 数概念を確認しながら計算力を高める指導 ・ 文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解く指導
	○推論することの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図形を弁別する指導 ・ 空間操作能力を育てる指導 ・ 算数や数学で使われる用語を理解させる指導 ・ 位置関係を理解させる指導
	○社会的技能や対人関係に関わる指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルスキルトレーニング
指導形態	個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行う。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の特性や、個別の教育的ニーズに十分配慮することが必要 ・ 月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人ひとりの状態に応じた適切な指導時間数の設定が重要 	

⑦ 注意欠陥多動性障害 (ADHD)	
状態像	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性により、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。
指導目標	行動上等の特性との付き合い方を具体的に学ぶことで、学習上、生活上の困難さを軽減する。
指導内容	○不注意による間違いを少なくする指導 <ul style="list-style-type: none"> ・刺激を調整し、注意力を高める指導 ・情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせる指導
	○衝動性や多動性をコントロールする指導 <ul style="list-style-type: none"> ・指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組みせるようにする指導 ・作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導 ・自己の感情や欲求をコントロールする指導
	○社会的技能や対人関係に関わる指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキルトレーニング
指導形態	個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・自立活動を参考にした指導を中心に、障害の特性や、個別の教育的ニーズに十分配慮することが必要 ・障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の内容を参考にした指導について、それらを組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切 ・月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人ひとりの状態に応じた、適切な指導時間数の設定が重要

⑧ 肢体不自由	
状態像	肢体不自由の状態が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする。
指導目標	個々の身体の状態に応じた、学び方の工夫や補助具の活用等を身に付けることで、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等の学習上、生活上の困難さを軽減する。
指導内容	○身体の動きの改善・向上を図るための指導
	○視覚や聴覚の活用に関する指導
	○支援機器等を学習や生活に活用できるようにする指導
指導形態	主として個別指導で行う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な指導が、日常生活の場で生かされるためには、子どもへの指導とともに保護者への支援、在籍学級担任との連携が重要

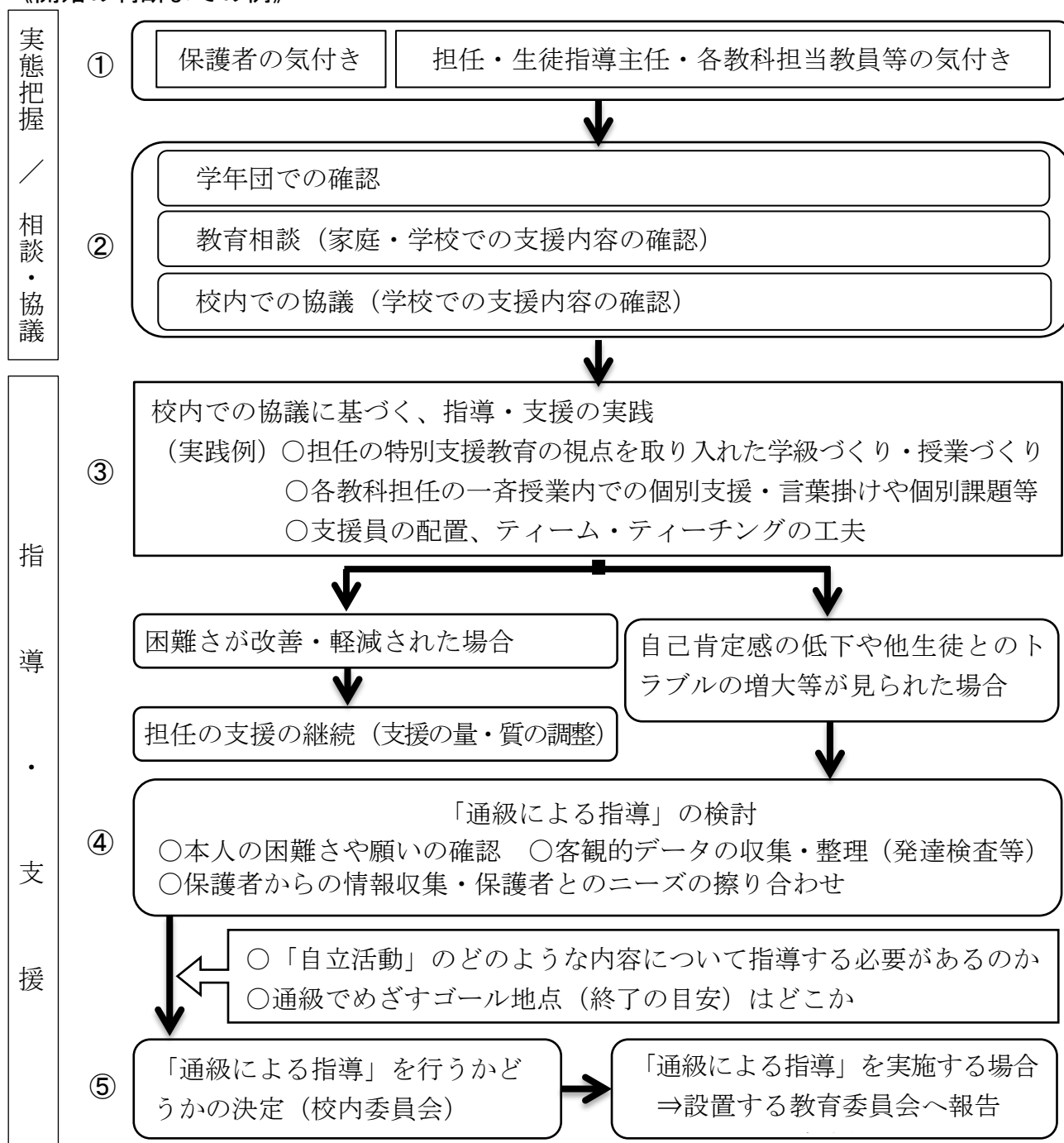
⑨ 病 弱 ・ 身 体 虚 弱	
状 態 像	病弱・身体虚弱の状態が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする。
指導目標	病気の状態等に応じた学習上、生活上の困難さを改善する。
指導内容	○健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導
	○心理的な課題への対応や学習空白への対応などの指導
指導形態	主として、個別指導で行う。
留 意 点	・生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに、心身の成長や発達に好ましい影響を与えることが大切

4 「通級による指導」の開始と終了の判断

(1) 開始の判断

- 通級開始の判断のポイントは、生徒の的確かつ多面的できめ細かな実態把握です。生徒の障害の状態等から、通級が必要であるかどうかの判断を、複数の教職員で行います。(下図参照)
- 校内コーディネーター(山口県では「特別支援教育コーディネーター」を「校内コーディネーター」と呼称)が調整役になります。実際は、校内での話し合い、確認や相談を重ねながら慎重に進めていくこととなります。校内に既にある資源(スタッフや会議等)を活用して、各校に合ったシステムを構築していくことが大切です。

《開始の判断までの例》



①② 実態把握／相談・協議

- 複数の教職員による観察により、いつ、どこで、どのような困難さが見られるのかを把握します。
- 学校と家庭の両方で確認することも大切です。
- 保護者と担任との話し合いには、校内コーディネーターや、通級担当者が加わる場合もあります。
- 校内での協議は、校内委員会や生徒理解、生徒指導部会等を利用して行います。

③ 校内での協議に基づく、指導・支援の実践

- これまで取り組んできた学校全体における配慮、個別の指導・支援の状況を改めて点検します。生徒の困難さの原因について仮説を立てて実践します。
- 改善が見られたならば、引き続き、通常の学級での指導・支援を継続します。
- 自己肯定感の低下や対人トラブルなど、困難さがより顕著になってきた場合には、指導・支援の方法の再検討を行うとともに、「通級による指導」の検討を行います。

④ 「通級による指導」の検討

- 校内コーディネーターが各方面から情報を収集して、客観的なデータとして整理します。

客観的なデータ例	・発達検査の結果	・チェックシートによる確認
	・自立活動の区分の観点からみた生徒の様子	の確認

- その際、学校が、総合的な見地から「通級による指導」の必要性について判断します。関係機関との連携により、医療、福祉、労働等の専門家からの情報収集を進めるとともに、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、検討することが大切です。
- 学習障害（LD）又は注意欠陥多動性障害（ADHD）の生徒については、「通級による指導」の対象とするまでもなく、通常の学級における教職員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である生徒が多く見られることにも十分留意します。

⑤ 「通級による指導」を行うかどうかの決定

校内委員会等により、通常の学級での指導・支援だけでは、困難さの改善・克服につながりにくく、教室とは別の場所で特別の教育課程で指導することにより成果が期待されると判断した場合に決定します。

判断に当たっては、本人・保護者はもちろんのこと、設置者である教育委員会と十分に連携を図ることが重要です。特に、他校通級の場合は、どの学校で「通級による指導」を実施するか、通学に要する時間はどの程度かも検討します。

(2) 終了の判断

- 「通級による指導」の目的は、当該生徒の「障害による学習上又は生活上の困難の状態の改善・克服と、環境への適応を図ること」です。
- 「通級による指導」で学んだことを、通常の学級や学校、家庭といった日常生活の場で生かしていくようにします。
- その結果、指導開始時に見られた学習上又は生活上の困難さが改善され、通常の学級の担任等の支援や配慮により、そうした困難さを乗り越えていけるであろうと判断された場合が、終了の目安となります。
- 終了の判断も開始の判断と同様に、校内委員会等で協議して決めます。

◇終了の目安（例）

《学習障害（LD）のある生徒の場合》

自分の認知特性等を理解し、自分なりの「学び方」を本人及び教員が理解し、通常の学級における適切な配慮や支援により、苦手なことに対しては、自ら工夫したり周りの人の助けを求めたりして、乗り越えていこうとする方法を知り、学習への意欲をもつことができるようになった。

《注意欠陥多動性障害（ADHD）のある生徒の場合》

自分の特性を受け止めることにより自己肯定感をもち、自ら「友だちとけんかをしないで在籍学級で頑張っていきたい。」という思いを表出するようになり、実際の生活場面でも、行動をコントロールしている姿が見られるようになった。

《自閉症のある生徒の場合》

自分の特性を踏まえ、行動面、社会性の面について適切なスキルを獲得することで、通常の学級での学習場面や集団活動場面で問題となる行動が軽減し、学習や活動への参加が円滑になってきた。

◇終了を判断する方法（例）

《例1》 生徒の状態の変容に関する指導記録やチェックシート等を活用

（指導開始時と比較した達成状況の確認）

（「いつ」、「どこで」、「誰と」、「どんな場面で」）

《例2》 「通級による指導」の年限を区切り、（例えば2年間で達成すべき指導目標を設定し）目標が達成できていれば通級を終了する。

《例3》 「通級による指導」の授業時数を減らして、通常の学級での様子の変容を確認してみる。

留意点

- 通級を開始する時点から、保護者や学級担任、その他、当該生徒と関わる教職員とが、「通級による指導」の終了の目安を共通理解するとともに、個別の指導計画に記載するなどして、明確にしておくことが大切です。また、各学期末に、指導の成果等から、個別の指導計画に示した目標の達成状況を、保護者や学級担任等と確認することが大切です。
- 終了に当たっては、当該生徒が、安心して自信をもって、通常の学級での学びや生活を重ねていけるよう、通級指導担当者が、保護者や学級担任等と密接に連携を図り、適切な配慮や環境づくりのための情報を共有することが重要です。

5 「通級による指導」の目標の設定から評価まで

(1) 個別の教育支援計画・個別の指導計画とは

令和4年度新入生から年次進行により実施となる高等学校学習指導要領には、「通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」ことが示されました。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を、「通級による指導」を受けているすべての生徒について作成するとともに、作成した一人ひとりの計画を活用し、指導や支援の質を向上させていくことが大切になります。

Q 1 個別の教育支援計画とは何ですか？

A 1 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における望ましい成長を促すための計画です。特に、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画といいます。

Q 2 個別の教育支援計画作成のメリットは何ですか？

A 2 教育関係者、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、それぞれの側面からのこれまでの取組やこれからの取組を計画に示すことで、生徒等の学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を効果的に行うことができます。

長期目標（おおむね3年間の目標）を立てることで、学校が教育課程の編成の基本的な方針を検討する際に、全教職員が共通理解をしておくべき大切な情報となります。

また、当該生徒に関わる各関係機関の役割を明確にすることができます。学校においては、より具体的な生徒個々の指導内容や指導方法の工夫を、教科等横断的な視点から検討する際、貴重な情報となります。

Q 3 個別の教育支援計画を活用するための留意点は何ですか？

A 3 中学校・特別支援学校中学部から引き継ぐことで、適切な支援の目的や教育的支援内容を設定することに役立てることができます。

また、進学・就職先等に、在学中の支援の目的や教育的支援の内容を確実に伝えることで切れ目ない支援に生かすことができます。

なお、多くの関係者が関与するので、保護者の同意を事前に得るなど、個人情報適切な取扱いに十分留意する必要があります。

Q 4 個別の指導計画とは何ですか？

A 4 個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成される計画であり、個別の指導計画は個別の教育支援計画を基に教育課程を具体化し、障害のある生徒等一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしてきめ細かに指導するために作成するものです。

Q 5 「通級による指導」を受けている生徒の個別の指導計画を作成・活用する上で留意すべき点は何ですか？

A 5 学校間及び関係教職員間の連絡方法・内容等を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や指導の状況等についての情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

- 各学校においては、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続などを整理し、共通理解を図ることが必要です。
また、この二つの計画は、実施状況を適宜評価して、改善を図っていくことも不可欠です。
- 計画の作成や活用を進める上で、学級担任や校内コーディネーターだけに任せるのではなく、すべての教職員の理解と協力が必要です。学校全体の協力体制づくりを進め、全教職員が二つの計画についての正しい理解と認識を深め、教職員間の連携に努めていく必要があります。

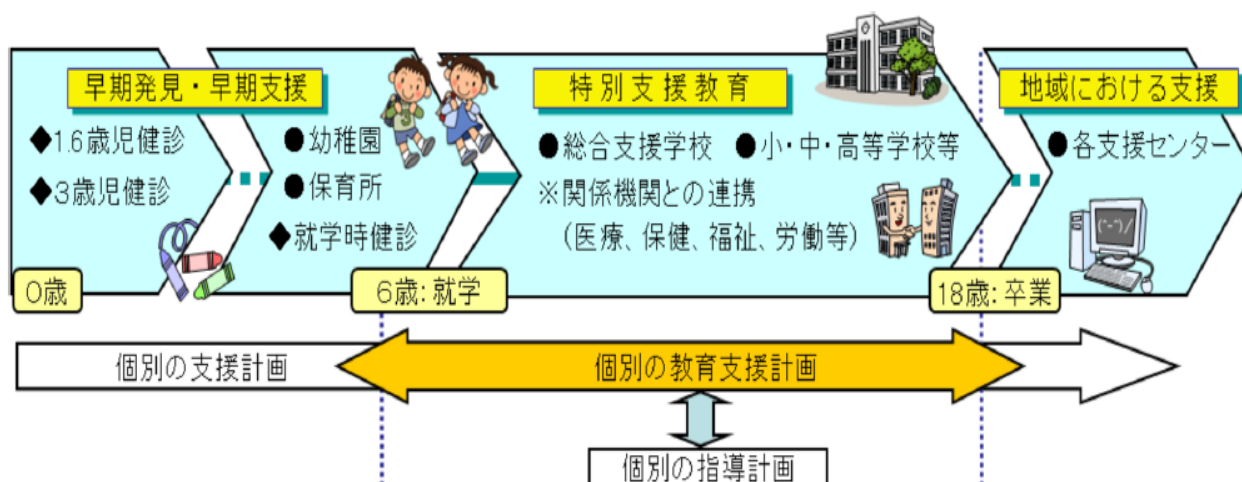
【参考】

- 平成20年4月 『個別の教育支援計画』Q&A及び記入例（改訂版）
- 平成22年3月 特別支援教育における「個別の指導計画」作成のためにー記入例ー
(いずれも山口県教育委員会)

《個別の指導計画等を活用して、全教職員で連携するためのポイント》

- マニュアル等を作成して、個別の指導計画等の具体的な作成・活用方法について全教職員に分かりやすく伝える。
- 学校の年間計画の中に、全教職員が参画して計画を作成したり、評価を行ったりする場を位置付ける。
- 具体的な指導や支援の状況とその結果、改善の工夫等を日々話し合い、個別の指導計画等へ書き込んでいくようにすると、計画の内容の充実につながります。

(2) 実態把握の工夫と目標設定の在り方



個別の指導計画の活用のためには、目標の設定から評価までの一連の流れの明確化、共有化を進めることが大切になります。

効果的な指導につながる計画にするために、実態把握から指導内容までのつながり（この生徒は、こういう困難さがあるので、こういう意図をもって、このような内容を指導する）を意識して、計画を作成していきます。

「通級による指導」は、特別の教育課程に基づいて行われるものであり、自立活動の指導が基本となります。生徒の実態に応じて障害の状態の改善・克服をめざした指導目標、指導内容を設定し計画に示していくことが求められます。

生徒が示す困難さや課題は多様です。生徒によっては、指導目標や指導内容及び指導方法を適切に設定することは難しい場合があります。

まずは、生徒の実態把握を的確に行い、その特性から指導が必要と思われる課題をいくつか挙げていき、優先度や実践の難易度等により、指導目標として整理していきます。

なお、指導内容を計画する際には、特別支援学校学習指導要領を参考にすることが必要です。

※ 具体的な流れは、「実践事例編」のP36～P38を参考にしてください。

(3) 学習評価と単位認定について

指導と評価の一体化（実態把握 ⇒ 目標設定 ⇒ 自立活動項目の設定 ⇒ 指導計画の作成 ⇒ 指導 ⇒ 評価 ⇒ 指導と評価の改善のPDCAサイクル）が大切です。

評価に当たっては、生徒の変容を、具体的で客観的な方法により、質的な面と量的な面の両面から把握することが必要です。

また、評価は、生徒の学習評価であるとともに、教職員の指導や支援の評価でもあるので、生徒のつまずきだけでなく、それを改善するための手立ても明確にすることが重要です。

※ 「通級による指導」の評価は、「実践事例編」のP57～P58を参考にしてください。

単位認定については、高等学校学習指導要領に、以下のように示されています。

(前略)

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

- (ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(4) 指導要録の記載について

指導要録には、様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の「総合的な探究の時間」の次に「自立活動」の欄を設けて修得単位数の計を記載します。

(様式I裏面)

各教科・科目等の修得単位数の記録

教科	科目	修得単位数の計	教科	科目	修得単位数の計	教科	科目	修得単位数の計
国語	国語総合		家庭情報	〃		お問い合わせ	〃	
	略			〃			〃	
	〃			〃			〃	
	〃			〃			〃	
地	〃		〃		開社	〃		
術	〃		門学科に	産		総合的な探究の時間		
〃		家						
外	〃			庭				
国語	〃			看護				
						自立活動		
						留学		

「自立活動」の欄を設けて、修得単位数の計を記載します。

様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「通級による指導」を受けた学校名、「通級による指導」の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載します。

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	<p>(例) 本校において、令和〇年〇月から令和〇年〇月まで通級による指導を実施。(〇単位)</p> <p>(内容) 人間関係の形成に.....コミュニケーション能力の向上に取り組んだ。</p> <p>(評価) 自立活動に.....取り組み、.....コミュニケーション能力が向上した。</p>
第2学年	<ul style="list-style-type: none"> ・「通級による指導」を受けた学校名 ・「通級による指導」の授業時数及び指導期間 ・指導の内容や結果等を記載します。

他の学校において「通級による指導」を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載します。

指導要録への記載に当たっては、「通級による指導」の担当教員と通常の学級の担任、校内コーディネーター、校長等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討することとします。

文部科学省のウェブサイトに掲載されている「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）及び参考様式等を参考にしてください。

6 関係者との連携

(1) 管理職のリーダーシップ

◇校内支援体制の充実のために◇

管理職は、全ての教職員が特別支援教育に積極的に参画する校内支援体制の整備を推進することが求められています。校内支援体制の充実のためには、学校における課題を明確にし、学校全体で、課題解決に向けた取組を進めていくことが大切です。

以下の項目について、課題となっている部分を確認することで、通級指導担当者として取り組むべき点が明らかになるとともに、管理職のリーダーシップの下での組織的な取組が進みます。

確認項目	確認内容・ポイント
○ 校内委員会の定期的な開催	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画に位置付けます。 校内支援体制として、学年会等、日頃からの情報交換の場を位置付けておくことが大切です。
○ きめ細かな実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 各担任や、教科担当者の気付きが共有できるシステムを整えていくことが大切です。 校内委員会や事例検討会等の場で、特別な教育的支援が必要な生徒一人ひとりの実態を関係教職員で把握します。 通級指導担当者や校内コーディネーターを中心として、いつ、だれが、どのような方法で把握するかを全校に明確に伝えるシステムを整えておくことが大切です。
○ 教職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討会や特別支援教育の視点に立った授業研究会を企画、開催します。 通級指導担当者や研修主任の役割分担を明確にしておくことが大切です。
○ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価、改善、引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 年度末から年度初めにかけて、校内委員会等により、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価、改善及び中学校・特別支援学校中学部からの引継ぎを確実にを行います。 作成から評価までの手順やスケジュールを明確にし、校内全体で共有しておくことが大切です。
○ 保護者への相談	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談への対応について、共通理解を図っておきます。 必要に応じて校内委員会での協議を行います。 通級指導担当者が、窓口となる担任や校内コーディネーターの補助の役割を担うことが大切です。
○ 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態や具体的な指導・支援に関する情報交換等を効果的に行うために、日頃から、関係機関や専門家等、校内外の資源に関する情報を収集、整理し、必要に応じて提供できるようにしておきます。 各関係機関との役割分担を明確にしながら、指導・支援を進めることが大切です。

(2) 担任との連携

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29.3文科省)には、「通常の学級の担任と連携した児童等への支援」について次のようなことが示されています。

- 通級担当教員は、通常の学級の担任に対して特別支援教育に関する助言を行います。
- 通常の学級の集団指導の場面において、直接児童等を支援する際は、支援する児童等へ個別に関わり過ぎることで、当該児童等が逆に周囲からの孤立感等が生まれないよう、十分配慮する必要があります。
- 通常の学級の担任から困難を抱えた児童等の状態についての指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望まれます。
- 通常の学級の担任が児童等の保護者と連携して支援を検討する際は、補助的な立場から通常の学級の担任への助言を行います。
- 通常の学級の担任や保護者からの求めに応じ、特別支援教育コーディネーターと連携して、専門機関の情報を提供します。

「通級による指導」の担当教員が、生徒の在籍学級の担任との間で定期的な情報交換や助言を行うなど、両者の連携協力が図られるよう十分配慮することが重要です。

「通級による指導」では、在籍学級以外の場所で担任以外の教員から指導を受けることが多いため、その効果を上げるためにも在籍学級における配慮は欠かせません。それらを適切に行うためにも、両者間での連携協力が必要であり、個別の指導計画や日々のやり取りが連携にとっても役立ちます。

(3) 校内コーディネーターとの連携

全校体制を進める上で、校内コーディネーターとの連携は欠かせません。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29.3 文科省)には、通級指導担当教員と校内コーディネーターとの連携について次のように示されています。

- 通級担当教員は、校内の特別支援教育コーディネーターと、定期的な情報交換を行い、校内における教育支援体制の状況把握に努めます。
- 共に通常の学級の担任をサポートする立場にありますので、常に気軽に相談し、協力し合う関係を作っておくことが大切です。
- 通級担当教員は、学校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にします。
- 他校通級や巡回指導において、他校の児童等を指導している場合は、その学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも必要です。

《校内で連携・役割分担して進めるとよい内容（例）》

- ① 学校内の関係者や、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを進めましょう。
 - ・ 日頃から生徒の情報交換を行うことにより、指導・支援の早期対応につなげる。
 - ・ 話し合った結果（方針や方向性）を、個別の教育支援計画や個別の指導計画等に明記し、その内容を関係者で確認する。
 - ・ 保護者からの相談内容に応じて、柔軟に役割を分担したり、一緒に解決策を考えたりしていくようにする。
- ② 各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等を行いましょう。
 - ・ 担任からの相談に、校内コーディネーターと連携しながら、支援の場の検討等について助言する。
 - ・ 進級、進学時は、個別の教育支援計画や、個別の指導計画が確実に効果的に引き継がれるように助言する。
- ③ 地域コーディネーター及び専門家チームと連携して、個別の教育支援計画や支援内容の改善につなげていきましょう。
 - ・ 外部との連絡調整を図る際、連携を図る必要がある地域資源や連絡窓口（担当教員等）の役割分担を確認する。
- ④ 校内の生徒の実態を把握するための校内体制の構築や研修の実施を進めましょう。
 - ・ 実態把握の手順やスケジュール、専門性向上のための校内研修の内容や時期等を年間計画に位置付ける。

(4) 中学校から高等学校等への引継ぎ・連携

高等学校等において、何らかの困難さを示している生徒は、中学校段階でも困難な状況を示していた状況も多く、また、その状況に対して、特別な支援や配慮を受けてきていることが少なくありません。

高等学校等入学後の短期間において、すべての生徒の状況、困難さを把握することは容易ではなく、早期から、通常の授業や学校生活の中でのより適切な支援を進めていくために、また、「通級による指導」の対象としての検討をしていくためには、中学校からの引継ぎ情報が重要になります。

具体的には、入学者選抜や合格者発表を踏まえた入学予定者の出身中学校への訪問実施や、中学校教員の高等学校等への訪問といった形で、支援が必要であると考えられる生徒について、保護者の了解の下、情報共有を行うことが考えられます。

引継ぎ担当者については、新年度の1学年主任、1学年担任などが想定されますが、校内コーディネーターや教育相談担当の分掌などと連携し、以下に示すような引継ぎ時の聞き取り事項を共通化したり、引継ぎの統一様式を準備しておいたりすることなども有効です。

〈引継ぎ時の聞き取り事項の例〉

- ・ 氏名
- ・ 学習面の様子
- ・ 生活面の様子
- ・ 健康面
- ・ 交友関係
- ・ 学校生活において配慮すべき事項
- ・ 部活動・委員会活動等に関すること
- ・ これまでに受けてきた支援
- ・ 本人・保護者の願い

また、中学校において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している場合には、生徒の障害による困難さの状況、教育的ニーズ、これまで行われてきた具体的支援や、その成果などが把握でき、「通級による指導」の対象としての検討、実施に当たっての具体的な指導内容の検討等にも大きな手掛かりになると考えられます。ただし、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎを行う上では、あらかじめ保護者の同意を得るなど、個人情報への取扱いに留意する必要があります。

さらに、高等学校等入学以降も、入学時の引継ぎにおいて得られていなかったものの、中学校段階に遡って把握しておくべき情報が生じたときに、必要に応じて中学校と連絡を取り、情報を収集していくようにします。

「通級による指導」の対象を検討していく過程において、中学校から得られる情報を有効に活用していくことが必要といえます。また、引継ぎに当たって、あらかじめ引継ぎ事項を明確にした様式を活用することで、偏りなく、必要な情報を得られやすくなります。

【参考】高等学校における「通級による指導」実施のための手引

(平成30年3月 岩手県立総合教育センター)

(5) 保護者との連携

「通級による指導」において、指導の開始から終了まで、さらには終了後においても保護者との継続した連携が、大変重要となります。

生徒が安心した学校生活及び家庭生活を送ることができるよう、場合によっては、保護者にも適切な助言を行い、支援していくことも、「通級による指導」の大きな役割です。

日頃から家庭との連絡を密にして、生徒の状態の把握や適切な支援の方法などについて共通理解を図り、共に生徒を支え育てていくことが大切です。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29.3文科省)には、保護者へのメッセージとして次のように示されています。

子供の教育で不安なことや子供が困っていることがあれば、学校と相談し、子供の教育のために学校と協力して取り組む(協働する)ことで、子供の困っていることや不安を軽減することにつながります。

また保護者と学校が一緒に子どもについての理解を深めていける関係をつくるために、具体的には、子どもが在籍する学級担任と連絡を取り合うこと、そのため学級担任との間に、信頼関係を築くことがとても重要であることが示されています。学級担任、校内コーディネーター、通級指導担当者が密接に連絡を取り合いながら、全校体制で、保護者との連携を図っていくことが大切です。

《通級指導担当者の立場からの連携の取り方(例)》

① 教育相談時

- ・初回相談では、まず、生徒の状況や心配な点について聞き取るとともに、必要に応じて「通級による指導」の制度が活用できる可能性について伝えます。
- ・保護者に安心してもらえるよう、室内の環境づくりや雰囲気づくりを大切にします。
- ・個別の教育支援計画を作成していれば、計画の活用について保護者の同意を得ます。未作成の場合は、作成や情報収集について保護者の同意を得ることが必要です。

○教育相談時に保護者と共通理解を図る内容例

- ・保護者の不安や願い
- ・園や小・中学校、家庭での子どもの様子
- ・発達過程(生育歴)、これまでの相談歴、教育歴等の事実関係
- ・学校の方針と、保護者の考え方
- ・必要な合理的配慮

② 指導開始・指導継続時

「通級による指導」の内容や担当者の気付きを保護者や担任に伝える「連絡ノート」を活用したり、参観日や学期末の面談や他校通級の場合の送迎時等を利用したりして、保護者と情報の交換や共有をすることで、具体的な指導・支援の内容や手立てを伝えます。そのことにより、保護者の信頼感、安心感が得られるようにします。

○指導開始・指導継続時の懇談の内容例

- ・「通級による指導」の目的・内容の説明
- ・「通級による指導」時の生徒の様子や報告及び指導継続の必要性の有無
- ・家庭生活の配慮点等についての助言
- ・保護者、学級担任、通級指導担当の連携を深めるための方法の確認

③ 通級終了時

学校が、終了の見込みの判断をした場合は、面談等で保護者に伝え、保護者や学校間での合意形成の上で、指導を終了します。保護者の心情や考えを丁寧に聞き取り、学校からは、終了の目安となる状況にあることを伝えたり、終了の手続き等を説明したりします。終了後の通常の学級における支援の内容についても共通理解を図ります。

○通級終了時の内容例

- ・指導開始時の困難さの改善、軽減の状況の説明
- ・当該生徒の学校・家庭で見られる行動の変化の確認
- ・終了後、通常の学級等で継続して行う支援内容、家庭の協力体制の説明

④ 進学・就職時

卒業学年の生徒の場合、進学先や就職先等との連携が必要となります。本人・保護者にとっては、新たな場で充実した生活を送ることができるかどうか、不安を抱えています。通級指導担当者として、進学先や就職先等との連携を継続的に図りながら、保護者への情報提供等を通して、安心感を提供するようにします。

※ 進路支援については、「実践事例編」のP59～P69を参考にしてください。

(6) 医療・福祉等の関係機関との連携

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日付け、25文科初第756号通知）」には、次のように示されています。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること

つまり、通級指導の開始の検討の段階から、保護者の了解の下に、医療、保健、福祉、労働等と連携を図っていくことがとても重要となります。

「(3) 校内コーディネーターとの連携」(P31)で示したとおり、学校における関係機

関との連携の窓口は校内コーディネーターになります。通級担当者は、「通級による指導」を進める上で各関係機関から情報を得る必要がある場合には、校内コーディネーターに調整を依頼します。そのためにも、日頃から校内コーディネーターと連絡を取り合っておく必要があります。また、各関係機関と連携を図る上で、必要としている内容について、明確な説明ができるようにしておく必要があります。

連携して得た情報を、生徒の指導・支援につなげていく上で、関係者のそれぞれの立場で行うべき支援の内容を明確にしておくことが大切になります。

生徒のめざす課題を明らかにし、各関係機関の役割分担を明確にしたものが、個別の教育支援計画です。山口県の作成した個別の教育支援計画の様式には、各関係機関の相談歴や助言の内容を記載する欄があります。また、生徒と関わりのある様々な関係機関がすぐに分かるようにシートの様式が工夫されていますので、参考にしてください。

《通級担当者として各関係機関と連携する具体的な内容の例》

○ 医療との連携

- ・ 生徒の困難さに対する医療面からの助言（診察・診断）
- ・ 発達検査等の結果及び所見の情報共有
- ・ 服薬前後の状況の情報共有

留意点

定期的に医療機関に通っている生徒の場合は、保護者の了解を得た上で、担当の医師と電話や文書等で情報交換をしたり、支援会議で育ちや適応の状況について話し合ったりする場合があります。また診察や訓練の日に、保護者、本人に同行して、医療機関や療育機関に出向き、医師やOT（作業療法士）、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）等から直接、指導・支援に有効な情報等を得る場合もあります。

○福祉との連携

福祉部局

- ・ 支援の内容の整理と役割分担の確認（本人・保護者支援、家庭支援）

放課後デイサービス

- ・ 放課後支援の場での過ごし方の検討

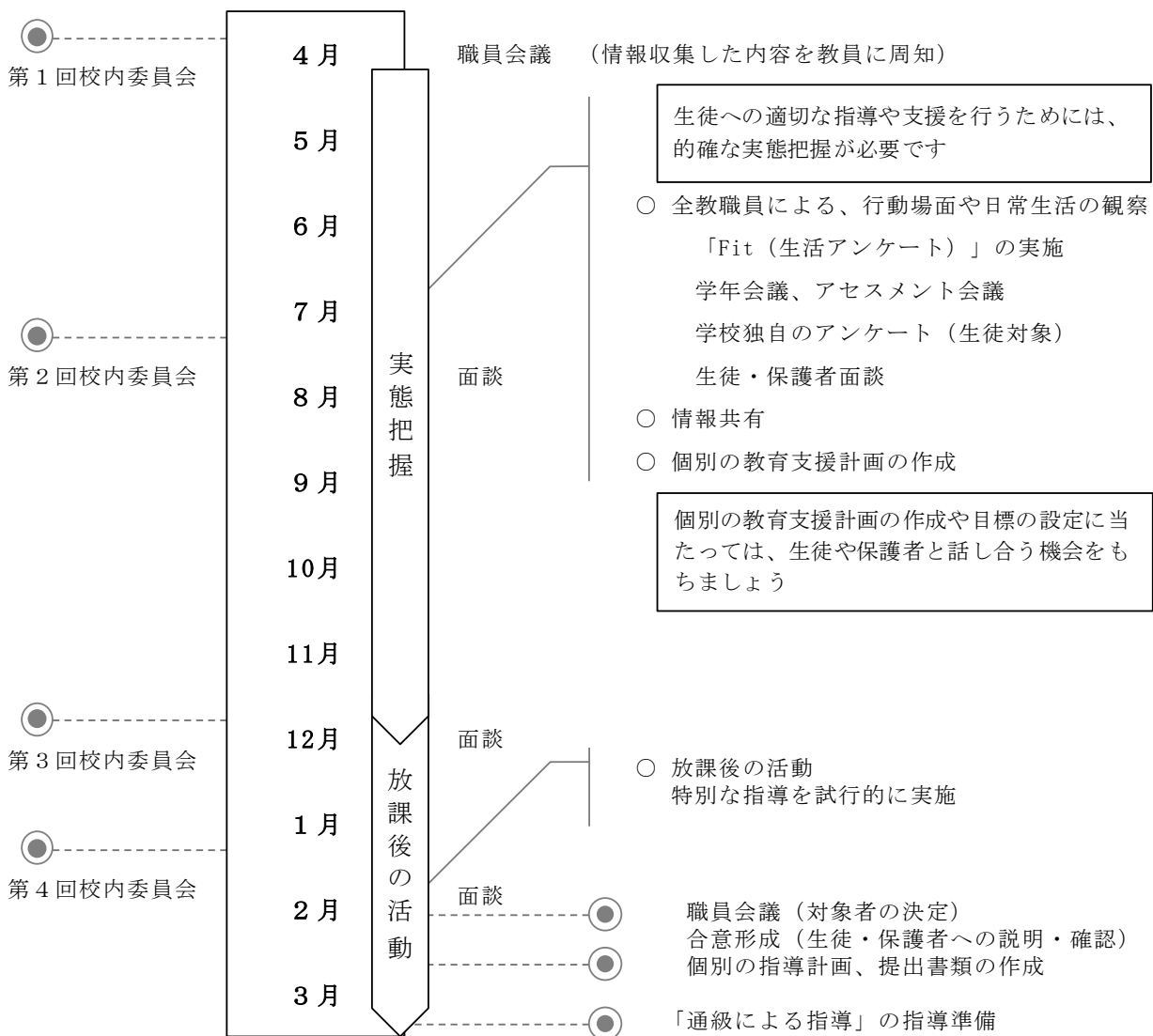
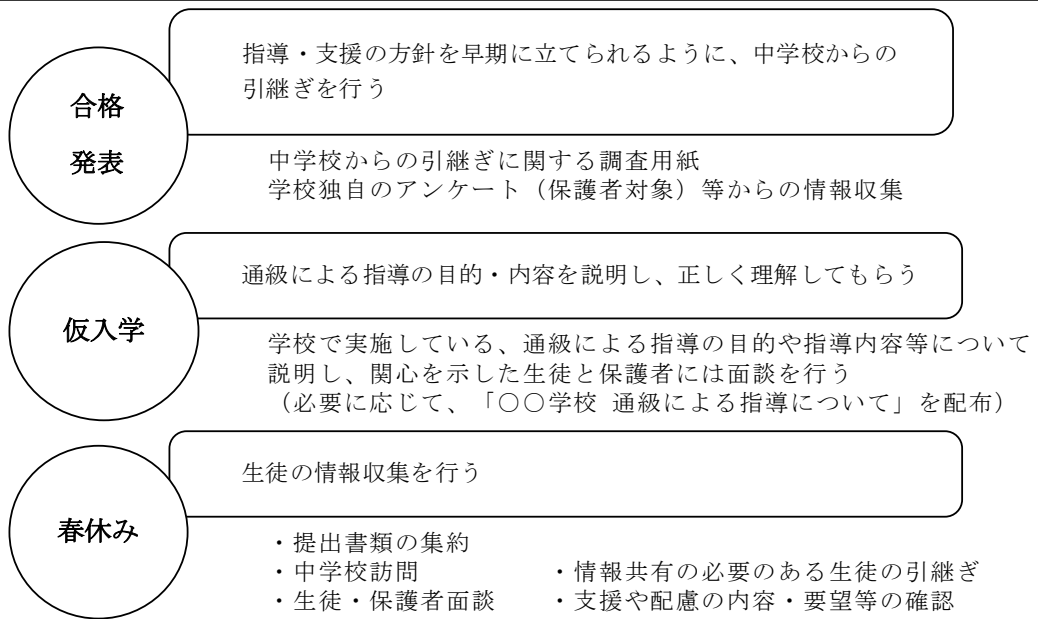
○その他の関係機関との連携

地域コーディネーター

- ・ 生徒の的確かつ多面的できめ細かな実態把握への助言
- ・ 具体的な指導内容、支援方法への助言

第 II 部
實踐事例編

1 「通級による指導」対象者決定までの流れ



この流れ図は、一例です。各学校の状況に応じて運営計画を立てることが大切です。次項に「通級による指導」のスケジュール例を掲載しています。参考にしてください。

2 「通級による指導」のスケジュール例

対象生徒決定・通級による指導開始までの流れ	合格発表	合格通知書に同封 (情報提供の依頼)	中学校からの引継ぎ(指導状況の把握) 入学前に伝えておきたいこと(保護者記入)	
	仮入学	通級による指導ガイダンス	通級による指導の目的・内容の説明 (県作成リーフレット参照) →希望する生徒・保護者との面談	
	春休み	提出書類の集約 中学校との引継ぎ クラス編制会議 面談①	生徒理解・支援シートの作成 中学時の指導状況の把握 情報を基にしたクラス編制会議 支援や配慮の内容、要望等の確認	
	1学期	4月	職員会議 実態把握の開始 第1回校内委員会	情報収集した内容の周知・共有 全教職員による行動場面や日常生活の観察による実態把握 →気付きは生徒理解・支援シートに記入 支援や配慮を要する生徒の情報共有
		5月	「Fit(生活アンケート)」① 校内研修会 学生ボランティアによる学習支援 面談週間	学校適応感の測定 生徒理解と生徒に応じた支援や工夫について 実態把握に基づき、よりきめ細かい援助や教育的配慮を行う 学校生活や定期考査の結果について
		6月	個別の教育支援計画の作成 校内研修会	担任・校内コーディネーターを中心に作成 生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法について
		7月	事務手続き 第2回校内委員会	「教育課程編成・変更届」 →所管する教育委員会に提出(随時) 特別な支援が必要と思われる生徒の指導・支援の情報共有
		夏休み	面談②	生徒・保護者と目標の共通理解 支援や配慮、要望等の確認
	2学期	9月	実態把握の継続 学生ボランティアによる学習支援	特別な支援が必要と思われる生徒の指導・支援 実態把握に基づき、よりきめ細かい援助や教育的配慮を行う
		10月	「Fit(生活アンケート)」② 校内研修会	学校適応感の測定 支援を必要とする生徒との関わりについて
11月		面談週間	科目選択への助言	
12月		第3回校内委員会	特別な支援が必要と思われる生徒の指導・支援の情報共有	

対象生徒決定・通級による指導開始までの流れ	冬休み	面談③	個別の教育支援計画の見直し															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 10%;">活 動</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 学 期</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">放 課 後 の 活 動</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">学 生 ボ ラ ン テ ィ ア</td> <td>1月</td> <td>放課後の活動 学生ボランティア 第4回校内委員会</td> <td>特別な指導を試行的に実施 実態把握に基づき、よりきめ細かい援助や教育的配慮を行う 次年度の通級による指導の対象者について検討</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>職員会議 面談④ 「Fit(生活アンケート)」③</td> <td>対象者について協議・決定 生徒・保護者への説明・確認(合意形成) 学校適応感の測定</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>事務手続き 個別の教育支援計画の作成 個別の指導計画の作成 面談⑤ 次年度への引継ぎ</td> <td>「通級による指導」同意書(様式1) →合意形成後、在籍校に提出 「通級による指導」の実施について(様式2) →所管する教育委員会に提出 評価・次年度の目標(案)の記入 担任・教育相談担当・通級担当を中心に作成 経過・結果の確認</td> </tr> </tbody> </table>			月	活 動	内 容	3 学 期	放 課 後 の 活 動	学 生 ボ ラ ン テ ィ ア	1月	放課後の活動 学生ボランティア 第4回校内委員会	特別な指導を試行的に実施 実態把握に基づき、よりきめ細かい援助や教育的配慮を行う 次年度の通級による指導の対象者について検討	2月	職員会議 面談④ 「Fit(生活アンケート)」③	対象者について協議・決定 生徒・保護者への説明・確認(合意形成) 学校適応感の測定	3月	事務手続き 個別の教育支援計画の作成 個別の指導計画の作成 面談⑤ 次年度への引継ぎ	「通級による指導」同意書(様式1) →合意形成後、在籍校に提出 「通級による指導」の実施について(様式2) →所管する教育委員会に提出 評価・次年度の目標(案)の記入 担任・教育相談担当・通級担当を中心に作成 経過・結果の確認
	月	活 動	内 容															
	3 学 期	放 課 後 の 活 動	学 生 ボ ラ ン テ ィ ア	1月	放課後の活動 学生ボランティア 第4回校内委員会	特別な指導を試行的に実施 実態把握に基づき、よりきめ細かい援助や教育的配慮を行う 次年度の通級による指導の対象者について検討												
2月				職員会議 面談④ 「Fit(生活アンケート)」③	対象者について協議・決定 生徒・保護者への説明・確認(合意形成) 学校適応感の測定													
3月				事務手続き 個別の教育支援計画の作成 個別の指導計画の作成 面談⑤ 次年度への引継ぎ	「通級による指導」同意書(様式1) →合意形成後、在籍校に提出 「通級による指導」の実施について(様式2) →所管する教育委員会に提出 評価・次年度の目標(案)の記入 担任・教育相談担当・通級担当を中心に作成 経過・結果の確認													

指導の流れ	春休み	指導準備 面談	「個別の指導計画」の作成・検討 支援や配慮の内容・指導内容の確認														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 10%;">活 動</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>指導開始</td> <td>自立活動の指導 授業の記録、振り返りシートの記録</td> </tr> <tr> <td>7月・12月</td> <td>面談</td> <td>学期終了ごとに面談</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3月</td> <td>評価</td> <td>担当者と教育相談委員会で単位の修得、履修の認定案を作成する</td> </tr> <tr> <td>面談</td> <td>指導結果の報告 次年度継続の意思の確認</td> </tr> </tbody> </table>			月	活 動	内 容	4月	指導開始	自立活動の指導 授業の記録、振り返りシートの記録	7月・12月	面談	学期終了ごとに面談	3月	評価	担当者と教育相談委員会で単位の修得、履修の認定案を作成する	面談	指導結果の報告 次年度継続の意思の確認
	月	活 動	内 容														
	4月	指導開始	自立活動の指導 授業の記録、振り返りシートの記録														
7月・12月	面談	学期終了ごとに面談															
3月	評価	担当者と教育相談委員会で単位の修得、履修の認定案を作成する															
	面談	指導結果の報告 次年度継続の意思の確認															

単位認定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 10%;">活 動</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>単位認定</td> <td>単位認定についての協議 単位認定(職員会議で審議) 「学年末指導報告書」(様式3) →所管する教育委員会に提出</td> </tr> </tbody> </table>			月	活 動	内 容	3月	単位認定	単位認定についての協議 単位認定(職員会議で審議) 「学年末指導報告書」(様式3) →所管する教育委員会に提出
	月	活 動	内 容						
3月	単位認定	単位認定についての協議 単位認定(職員会議で審議) 「学年末指導報告書」(様式3) →所管する教育委員会に提出							

3 チェックシートの活用〈生徒用〉

こちらのチェックシートは、「①生徒用」、「②教員・保護者等用」の2種類があります。年間を通じて3回程度行うことを想定しています。

「①」を行うことで、自己評価の低い生徒の意欲を高めたり、「①」「②」を比べることで、自己と他者のズレを見付けたりすることに活用できます。

また、指導の重点や目標の修正、個別の指導計画の作成等に活用することもできます。

自立のためのチェックシート① 〈生徒用〉

年 組 名前 (担当 _____)

1～4の各項目を見て、自分にできる程度を、4つの段階に分けて考えてみましょう。それぞれの項目に当てはまる番号を書き入れてください。

「できる」…………… 4	「ほとんどの場面でできる」… 3
「できないことが多い」… 2	「できない」…………… 1

1. 生活面

	項 目	1回目	2回目	3回目
		/	/	/
(1)	周りの人に対して、印象の良い服装や髪型、清潔さなどを整えることができる			
(2)	1日の「やるべきこと」の優先順位(順番)を考え、時間通りに活動することができる			
(3)	1週間や1か月など、スケジュールを立てることができる			
(4)	関わりのある人に対して、自分から挨拶ができる			
(5)	相手や場面に合わせた言葉づかいができる			
(6)	健康管理(食事や睡眠、体調の把握など)ができる			
(7)	困ったとき、解決策を考えたり相談したりすることができる			
(8)	ストレスを解消するため、自分なりに余暇(休みの日など)を過ごすことができる			

2. 対人・社会面

	項 目	1回目	2回目	3回目
		/	/	/
(1)	自分の長所と短所を知っている			
(2)	人と接するとき、その人の気持ちに寄り添いながら接することができる			
(3)	どんな場所でも、その場にいる人と上手にコミュニケーションを図ることができる			
(4)	自分の考えや意見を、人に分かりやすく伝えることができる			
(5)	時と場所の状況を判断して、適切な行動（ルールやマナーを守るなど）をとることができる			
(6)	いろいろな場面で、その場にいる人と協力して行動することができる			
(7)	イライラしても、自分で気持ちをコントロールして落ち着くことができる			
(8)	自分の行動を振り返り、次に生かすことができる			

3. 学習・作業面

	項 目	1回目	2回目	3回目
		/	/	/
(1)	学習や活動に対して、意欲的に取り組む（計画を立てる、自分から進んで行うなど）ことができる			
(2)	授業中、姿勢良く（周囲が驚くようなあくびをする、机に伏せるなどをしないで）取り組むことができる			
(3)	作業や活動に、最後まで取り組むことができる体力がある			
(4)	指示を聞いて理解し、行動することができる			
(5)	授業時間（1時間程度）、集中することができる			
(6)	「始め」から「終わり」まで、丁寧に取り組むことができる			
(7)	活動に取り組むとき、人からのアドバイスを生かして活動することができる			
(8)	指示を受けて活動したとき、終了したことを自分から報告することができる			

■ 総 計

	1回目	2回目	3回目
生活面			
対人・社会面			
学習・作業面			
総 計			

「満点」を取ることが目的ではありません。「得意な面・苦手な面」を知ること、活動を重ねた結果の「自分の変化」への気づきなど、生徒自身の「自己理解」を深めたり、活動の内容の検討や、活動を通して解決の手段を教員と一緒に検討したりするなどの資料として活用するとよいでしょう。

■ このシートに取り組んで、自分で気付いたこと

1回目	2回目	3回目

【参考】

『高等学校における「通級による指導」-キャリア発達を支援する自立活動-サンプルパッケージ準備編』 (岩手県立総合教育センター)

『SSTを活用した精神障害者等に対する職業指導(1)』 (障害者職業総合センター)

4 チェックシートの活用<教員・保護者等用>

自立のためのチェックシート②<教員・保護者等用>例

実施者

実施日 月 日

教員() / 保護者 / その他()

【年組氏名〇〇〇〇】

	評価	A	B	C	D	自立活動関連項目
生活面 (自己理解を含む)	1 身だしなみ	清潔感があり、整っている	言葉掛けにより改善できる	自ら整えることが難しい	言葉掛けをしても整えることが難しい	1-(1)
	2 時間(1日)	優先順位を考えて、時間とおりに活動することができる	優先順位を考えることができるが、時間を守れないことがある	予定の確認をしても、時間を守れないことが多い	優先順位を考えにくく、時間を守ることが難しい	1-(1) 4-(5)
	3 スケジュール(中・長期)	1週間、1カ月など中長期的なスケジュールを自分で立てることができる	助言があれば、中長期的なスケジュールを自分で立てることができる	スケジュールを立てるときは、必ず誰かの助けが必要である	助言があっても、スケジュールを自分で立てることが難しい	1-(1) 3-(3)
	4 挨拶	自分から挨拶ができる	環境に慣れると自分から挨拶ができる	相手から挨拶をもらうことで、挨拶を返すことができる	どんな環境でも自分から挨拶することが難しい	3-(1) 6-(1)
	5 会話・言葉づかい	相手や場面に応じた会話・言葉づかいができる	経験を重ねると場面に応じた会話・言葉づかいができる	助言によって場面に応じた会話・言葉づかいに直すことができる	会話・言葉づかいを適切に行うことが難しい	3-(1) 6-(1)
	6 健康管理	自分で健康管理(睡眠、食事、運動・体調管理等)ができる	周囲(家族等)の力を借りて、健康を維持することができる	言葉掛けをしても、生活リズムが崩れやすく、体調を崩しやすい	健康管理に対する概念がなく、注意が向かない	1-(1) 3-(3)
	7 困った場面への対処	困ったとき、適切な方法を自分で考え対処することができる	困ったとき、自分でヘルプを出して対処することができる	自分でヘルプを出すことができず、対処方法が分からない	困ったとき、自ら対処方法を考えることができず、情緒が不安定になる	2-(1) 6-(2)
	8 余暇(休み時間を含む)の過ごし方	適切な自分なりの方法で余暇を過ごし、リフレッシュを図ることができる	周囲の働き掛けがあれば、安心して余暇を過ごすことができる	自分なりに余暇を過ごすのが、次の日に疲れを残すなど、方法が適切ではない	余暇の過ごし方が分からず、苦痛に感じている	1-(1) 2-(1)
対人・社会面 (人間関係・コミュニケーション等)	1 自己理解	自分の得意なことと得意なことを的確に理解することができる	自分の得意なことと得意なことを概ね理解することができる	自分の得意なことと得意なことを理解し始めている	自分の得意なことと得意なことを理解することが難しい	1-(4) 3-(3)
	2 他者理解	相手の気持ちを理解することができる	相手の気持ちを理解しようとする	相手の気持ちを考えようとするが、理解に至らない	相手の気持ちを理解することが難しい	3-(1) 3-(2)
	3 コミュニケーション	場面や相手に応じて円滑なコミュニケーションを図ることができる	相手によって、コミュニケーションを図ることができる	コミュニケーションを図ろうとする様子が見られる	コミュニケーションを図ることが難しい	6-(1) 6-(5)
	4 意見の表出	自分の考えを、相手に分かりやすく伝えることができる	自分の考えを、相手に伝えることができる	他者の働き掛けによって、自分の考えを相手に伝えることができる	自分の考えを伝えることが難しい	6-(2)
	5 ルール、マナー	場面にあった適切な言動ができる	言葉掛けにより場に合った言動ができる	絶えず言葉掛けすることにより状況に応じた言動ができる	場面にそぐわない言動が多い	3-(4) 6-(2)
	6 協力・協調性	場面に応じて、他者と協力・協調することができる	場面によっては、他者と協力・協調することができる	他者と協力・協調することが難しい	協力・協調が必要な場面でも、他者と関わらない	4-(4) 6-(5)
	7 感情のコントロール	日ごろから、落ち着いて過ごすことができる	感情が不安定になっても、自分なりの方法で落ち着きを取り戻すことができる	他者の言動等で、すぐに感情が不安定になる	常に感情が不安定である	2-(1) 3-(2)
	8 振り返り	自分で言動を客観的に振り返り、次の行動に生かすことができる	時間を設定することで、自分の言動を客観的に振り返ることができる	時間を設定することで振り返りはするが、自分の都合よく振り返る	どのような場面でも、自分の言動の振り返りが難しい	1-(2) 6-(3)
学習・作業面 (遂行能力・意欲等)	1 作業(学習)意欲	偏りなく意欲がある	内容によって取り組む姿勢が異なる	意欲的に取り組む場面が限られる	全般的に意欲がない	2-(3)
	2 姿勢	どの活動でも、よい姿勢を維持できる	場面や内容によっては、崩れることがある	場面や内容によって、崩れることが多い	終始、崩れている	5-(1) 5-(2)
	3 体力	最後まで取り組む体力がある	時に疲れた様子は見せるが、継続できる	時に疲れるが、休憩することで続けることができる	すぐに疲れて休んでしまう	1-(5)
	4 指示の理解	1回の指示で理解できる	数回の指示で理解できる	その都度の指示で理解できる	指示理解が難しい	4-(5) 6-(1)
	5 集中力	1時間程度、集中できる	集中が途切れることがある	集中が頻繁に途切れる、または過度に集中し終了時刻になっても終了できない	集中することが難しい	2-(1) 4-(2)
	6 丁寧さ、注意の継続	終始、丁寧に取り組むことができる	条件によって注意を持続し、丁寧に取り組むことができる	休憩を入れると、ある程度丁寧さを維持することができる	丁寧に取り組むことが難しい	5-(5)
	7 アドバイスの聞き入れ	アドバイスを参考にして試行錯誤し、完成度を上げることができる	アドバイスを聞いて、失敗の数を減らすことができる	アドバイスを聞いてもあまり参考にせず、自分本位で行い失敗が多い	アドバイスを聞き入れることが難しい	5-(5) 6-(2)
	8 報告	指示を受けたことに対して、自分から報告できる	経験を重ねることで自分から報告ができる	言葉掛けにより自分から報告することができる	自分から報告することが難しい	6-(1) 6-(5)

5 個別の指導計画の作成

通級による指導 個別の指導計画様式【自立活動】

令和〇年〇月〇日作成

クラス	〇年〇組	氏名	〇〇 〇〇	性別	△	担当者	■ ■ ■ ■
-----	------	----	-------	----	---	-----	---------

個別の教育支援計画の長期目標

困ったときには、人に相談したり頼れたりするなど、必要なコミュニケーションをとることができる。

生徒の実態とニーズの把握	診断名	・自閉スペクトラム症（20●●年●月・〇〇クリニックにて）
	心理・医療との関わり	・WISC-IVの結果（●●●●年●月・〇〇クリニックにて） ・〇〇ク
	行動面	○生活態 ▲慣れな ▲不安が
	対人面	○クラス ○教師に ▲コミュ ▲他学年
	学習面	○理論的 ▲分から ▲授業中
	本人・保護者の願い	・他の人 ・高校在 る ように なつては しい。（保護者）
進路希望等	・就職希 ・進路に	

障害の状態や検査結果などの支援に関わる情報を記入
 これまでの生活や学習環境、対人関係などについての情報を記入
 ○：生徒の良さ ▲：困難さ

行動面
 気がかりな行動の様子と、その行動が起こるきっかけとなる
 状況、教職員の対応 への反応等

対人面
 集団での活動や友達との関わりの様子等

学習面
 困難が見られる教科や領域、困難を示す学習課題等

面談などの場で聞き取った、本人や保護者のニーズを記入

生徒の卒業後の進路について記入

○ 生徒の良さ ▲ 困難さ

支援が必要な状況	・新しいことや慣れない場面では、強い不安を感じる。 ・強い不安を感じた場合、活動に参加できないことがある。
----------	--

自立活動の区分に即して整理

課題の整理	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・不安から体調不良になることがある。	・慣れない場面では、どう行動したらよいか分からなくて不安になる。	・他学年の生徒と関わる場面では緊張・不安がある。	・慣れない場面では、どう行動したらよいか分からなくて不安になる。		・コミュニケーションに苦手意識がある。

収集した情報を自立活動の区分に即して整理

中心的な課題	学習・生活上の困難から	・不安を感じる場面において、他の人に相談したり、気持ちを切り換えて対処したりすることが難しい。
	卒業後の将来像から	・働く上で必 支援が必要な状況の要因や将来の社会生活において必要な力を箇条書きで簡潔に記入

目標の設定	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じ <p>状況把握に基づき、優先的な指導が必要と思われる内容を目標として設定。 評価や改善の充実のためには、「具体的」で「達成可能」な目標設定が重要。</p>
-------	-----	--

項目の設定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション	
	①生活のリズムや生活習慣の形成	①情緒の安定	①他者との関わり基礎	①保有する感覚の活用	①姿勢と運動・動作の基本的技能	①コミュニケーションの基礎的能力	
	②病気の状態の理解と生活管理	②状況の理解と変化への対応	②他者の意図や感情の理解	②感覚や認知の特性についての理解と対応	②姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用	②言語の受容と表出	
	③身体各部の状態の理解と養護	③障害による学習又は生活上の困難を改善・克服の意欲	指導目標を達成するために必要な項目を6区分27項目から選択			③生活に必要な基礎的動作の習得	③言語の形成と活用
	④障害の特性の理解と生活環境の調整		④集団への参加の基礎	④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	④身体の移動能力	④コミュニケーション手段の選択と活用	
	⑤健康状態の維持・改善			⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	⑤作業に必要な動作と円滑な遂行	⑤状況に応じたコミュニケーション	

自立活動の指導について	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じる場面について、多様な捉え方をすることができ <p style="text-align: center;">選定した項目から具体的な指導目標を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じる場面での適切な対処方 ・自分に合ったストレスの対処方法を 	
	指導内容手立て	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の認知（物事の捉え方）の特徴に気付かせる。 ・認知（物事の捉え方）を変えることで感情（感じ方）が変かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に不安を感じた場面と一緒に振り返る。 ・人との関わり方に関するSST <p style="text-align: center;">目標を達成するための手立てを記入</p>	
	評価	1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・自分では思いつかないものの見方や考え方、認知を変えることで感じ方が変わることを知ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問はないかという問い掛けに対して、不安を感じる場面について話し、対処方法について質問したり担当と一緒に考えたりすることができた。
		2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者等との会話を通してものの見方や考え方を実感的とができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸法、弛緩法、自律訓練法を体験し、呼吸法を継続的に行うことにした。毎時間最初に呼吸法に取り組み、自分なりのペースで取り組めるようになった。
		3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じる場面における認知を変えることは難しいが、他者の助言により自分の成長を再認識することで自分に自信をもてるようになり、困難な場面を乗り越えることができるようになりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習したことを実行するには至っていないが、不安を感じても目の前のことに取り組めるようになった。 ・やり取りを重ねたことで、相手の目を見て話せるようになり、受け答えも早くなった。

総合評価	自立活動に真摯に向上した。	指導の経過を踏まえた目標達成の状況を記述により評価し、指導要録に記載	力が以前より向
------	---------------	------------------------------------	---------

6 障害に応じた指導の実践事例

Case 1 読み書きが苦手な生徒への指導・支援

支援が必要な状況

- 漢字の習得が不十分であるために漢字を読むことができず、文章の内容が理解できない。
- 板書を書き写すことに時間がかかり、時間内にすべてを書き写すことができない。
- 思ったように成績が伸びず、無力感をつのらせ学習意欲が高まらない。

考えられる苦手要因

- 文字の形と音と意味を結びつける過程のいずれかに困難さがあり、文章を読んで理解することが難しい。
- 語彙が少ない。
- 空間認知の弱さから、漢字の正確な形を捉えることが難しい。

在籍学級における配慮や工夫

- 1 座席の配置に配慮することにより、本人の聞きやすさや板書のしやすさを助け、また、教職員が生徒の取組を確認しやすくする。
- 2 聞いて理解する活動とノートやプリントに書き写す活動を区別して、書く時間を確保する。
- 3 板書の量やレイアウトを工夫する。
- 4 文字以外の情報（写真や映像、音源）を有効に使い、文章の理解を助ける。
- 5 事前に読むところを伝え、家で練習する。

【ワンポイントアドバイス】

授業等でのプリントや板書の工夫だけでなく、定期考査の問題用紙や解答用紙を工夫すると、生徒がもっている力や身に付けた力を発揮することにつながります。

学習活動
1

文字を読み上げ、教科書の文章を正しく読むことができる

- 教科書の文章に文節ごとに補助線（／・ー・＜）を引いたり、言葉のまとまりで囲んだりして読みやすいように工夫する。
- 行飛ばしなどによって本を読むことが苦手な場合は、リーディングトラッカー※を活用する。

※読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具

学習活動
2

読み書きの困難さによる特性に応じた支援教材を活用し、自分に合った学習方法を身に付ける

- 社会生活を視野に入れ、タブレット型端末やパソコンを活用させて、文字に対する苦手意識を軽減できるようにする。
 - 音声による読み上げ機器や音声録音などを利用する。
 - 画面の文字を偏と旁を色分けして示したり、部首の意味を教えたりする。
- 予習に力を入れる。
 - 理解を促すために、絵、写真、図などを利用する。

【ワンポイントアドバイス】

自分が困ったときに、どのように支援してほしいのかを具体的に伝えられるように、練習しておくことも必要です。

Case1 指導案 例

期 日	〇〇年 〇月 〇日 () 曜日 () 限 第 () 回 累計 () 時間	
学習内容	教科書の文章を読みやすくする工夫を知る。	実施場所
		〇〇〇〇教室
本時の目標	関連する自立活動の区分・項目	
<ul style="list-style-type: none"> 教科書の文章を読みやすくなるように、自ら工夫することができる。 写真やイラストを利用して、言葉を学ぶ方法を理解できる。 	2-(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	

活動の流れ

学習活動	指導上の留意点	備考
(導入) <ul style="list-style-type: none"> 前時までに学習した漢字について、ICTを使って振り返る。 本時の学習内容、ねらいを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 漢字の読みの習得に、ICTを使って取り組む。 本時の活動内容、目標を提示し、確認する。 	タブレット型端末 活動シート
(活動) ○読みの手掛かりとなる、ふりがなや記号を書く。 <ul style="list-style-type: none"> 読むときの区切りとなる箇所に、／・ー・<などの記号を付ける。 難しい漢字にふりがなを付ける。 ○写真やイラストを利用して、言葉の意味を理解する。 <ul style="list-style-type: none"> 文章の意味を理解させることで、読みを促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい単元に入る前に、文章の概要を理解し興味をもたせるようにする。 ふりがなの付け方は、生徒の状況に応じて工夫する。 日常生活で使える漢字単語を増やし、語彙の定着につなげる。 文章の意味を理解し、読みの流ちょう性を改善する。 	活動シート タブレット型端末
(振り返り・まとめ) <ul style="list-style-type: none"> 学習を通しての気づきや感想をまとめる。 次時の予告をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章を読みやすくするために、何が必要か理解する。 学んだことを通常の授業の学習につなげる。 	活動シート

評価の観点

- 教科書の文章を読みやすくなるように自ら工夫したか。
- 単語の意味を理解し、文章の読みが改善できたか。
- 取組はどうだったか（指示理解、意欲、態度）。

支援が必要な状況

- 場にそぐわない発言や相手を不快にさせるような言動をしてトラブルになることがある。
- 衝動の抑制が難しく、困っていることを適切に伝えることができない。

考えられる苦手要因

- 相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが難しく、周囲の状況や相手の気持ちを想像した適切な表現方法が身に付いていない。
- 自己の状態の分析や理解が難しく、自己をコントロールする力や援助を求める方法が身に付いていない。

在籍学級における配慮や工夫

■ 安心できる学級づくり

- 1 どの生徒からも相談しやすい雰囲気をつくる（定期の面談・教育相談の充実）。
- 2 守るべき規則の内容を明確にして、理由と併せて丁寧に説明する。

■ 支え合う学級づくり（個への配慮）

- 1 困ったときに自分から依頼しやすいルールや対応策を考えておく。
- 2 好ましくない行動をした場合には、行動を振り返り、本人の気持ちを受け止めた上で代替行動（どうすればよかったか）を話し合う。
- 3 他者の言動をからかいの対象にすることがないように、学級内でもルールを確認していくようにする。

【コラム】

自己肯定感が低く自分に自信がもてない生徒は、周囲から「よくできた」と評価されても、自分ではそう思っていないことがあります。そのような場合は、本人が努力したことや達成できたことについて一緒に振り返り、よかった点について具体的に伝える機会をもちましょう。過去の自分と今の自分を具体的に比較させて、本人が自分の成長を実感できるようにするという方法もあります。

「通級による指導」における学習活動

学習活動

1

様々な場面を想定し、相手がどういう気持ちでいるのか考え、適切な関わり方を理解できるようにする

1) 相手の表情や言葉などから、相手の立場や相手が考えていることを推測する。

2) 他者との具体的な距離の取り方に関する指導を行う。

例：パーソナルスペースの考え方、相手や状況に応じた適切な距離感など

3) 会話するときのルールやマナーなど人との関わり方に関する指導を行う。

例：状況に応じた声の大きさ、ソーシャルスキルなど

- 相手の立場や気持ち、状況に応じた適切な言葉づかいや、場に応じた言動を考えさせる。
- 絵や写真などの視覚的な手掛かりや、タブレット型端末等を有効に活用しながら活動を進めていく。

学習活動

2

自ら適切な行動を選択し、調整する力を身に付ける

1) 行動を振り返り、出来事の因果関係を考える。

2) 適切な行動と感情をコントロールすることについて考える。

3) 感情をコントロールする力を高める。

- 行動と思考・感情を黒板やホワイトボードに図示しながら整理し、理解を促していく。
- 感情を出すこと自体は悪いことではなく、表現の仕方が問題となることを認識し、自分なりのコントロールの方法を身に付けることができるようにする。
- 実際の場面での望ましい行動や関わり方を、ロールプレイ等を通して身に付けることができるようにする。

【ワンポイントアドバイス】

- ・ 自分の行動や気持ちを振り返る時間を設け、様々な体験を通して自己理解を深められるようにしましょう。
- ・ 会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、また、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやり取りを通して指導していくようにしましょう。
- ・ 経験が少ないことや過去の失敗から、自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥っている傾向にあります。生徒の発言を否定せず、安心して取り組めるよう、信頼関係を築きながら進めていくようにしましょう。

Case2 指導案 例

期 日	〇〇年 〇月 〇日 () 曜日 () 限 第 () 回 累計 () 時間		
学習内容	ソーシャルスキル (感情表現)		実施場所
			〇〇〇〇教室
本時の目標	関連する自立活動の区分・項目		
<ul style="list-style-type: none"> 感情を表す言葉を考え、伝え合おう 感情を読み取るポイントを理解しよう 	3-(2)他者の意図や感情の理解に関すること 6-(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること 2-(1)情緒の安定に関すること		

活動の流れ

学習活動	指導上の留意点	備考
(導入) <ul style="list-style-type: none"> 前時の振り返りをする。 本時の学習内容、ねらいを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前時からの聞き取りを行う。 本時の活動内容、目標を提示し、確認させる。 	活動シート
(活動) ○感情表現について考える。 <ul style="list-style-type: none"> 感情には「喜怒哀楽」があることを確認する。 場面によってどのような気持ちを感じるか、自分の言葉で表現する。 気持ちを表す言葉について考える。 ○感情を読み取る。 <ul style="list-style-type: none"> 人の表情が描かれたイラストを見て、どんな気持ちか、何があったのかを記入し、互いに伝え合う。 感情を読み取るポイントを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本の感情表現、四字熟語を確認する。 個々の経験から、感情の言葉とその時の状態を思い出して発言するよう促す。 相手に気持ちを適切に伝えるには、たくさんの言葉を知っておくとよいことを伝える。 想像したことをプリントに記入させる。 発言しやすい雰囲気をつくる。 人によって感じ方は様々であることに気付くことができるようにする。 言葉だけでなく、声のトーンや顔の表情、態度など、非言語的な部分にも注目することを理解できるようにする。 	プリント 教材① ※P56 参照 プリント 教材② ※P56 参照
(振り返り・まとめ) <ul style="list-style-type: none"> 学習を通しての気づきや感想をまとめる。 本時の学習内容を振り返る。 	<ul style="list-style-type: none"> 理解したことを確認するとともに、自身の行動をフィードバックできるようにする。 学んだことを生活場面で意識化できるようにする。 	活動シート

評価の観点

- 気持ちを表す言葉や感情を伝え合うことができたか。
- 感情を読み取るポイントを理解できたか。
- 取組はどうだったか（指示理解、意欲、態度）。

Case 3 生活リズムが崩れ、体調不良になりやすく学校生活に支障をきたしている生徒への指導・支援

支援が必要な状況

- (短期的) ゲームをして寝るのが遅くなり、生活リズムが崩れ、体調を壊してしまう。
- (中期的) 期限を守った提出が難しい。
- (長期的) 定期テストなど、計画を立てた取組が難しい。

考えられる苦手要因

- 就寝の際、刺激となるものを、どうしても手に届きやすい位置に置いてしまう。
- 見通しやスケジュールを立てることが苦手である。
- 時間配分を考えて取り組むことが苦手である。
- 優先順位が付けられず、複数の課題や情報になると整理が難しい。
- 完璧にこだわり、課題が終了できない。
- メモの取り方やスケジュール帳等の使い方が分からない。
- 余暇の過ごし方、気分転換の方法等、バリエーションが少ない。

在籍学級における配慮や工夫

- 1 教室環境を整え、生徒が情報を整理して把握できるようにする。
- 2 活動内容を具体的に示し、適宜確認を行う。
- 3 生徒への関わり方について、教職員の共通理解を図る。

在籍学級の 実践 1

教室環境の整備



- 前黒板は、授業に関する内容のみを基本とする。
- その他の情報は、整理して後黒板に提示する。
- 生徒がいつでも必要な情報を確認ができるようにする。
- ロッカーや引き出しの中などについても、整理する習慣を学級全体で心掛ける。

在籍学級の 実践2

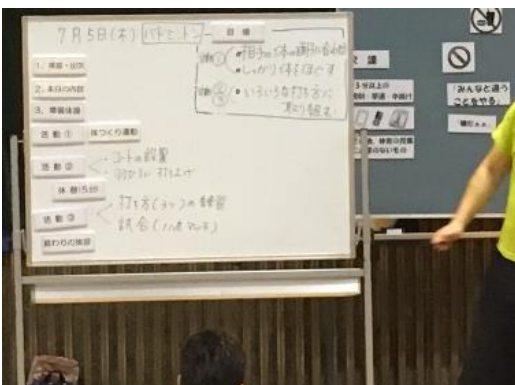
授業前の確認

授業前の確認

- ① 授業の準備(教科書・ノート・筆記用具等)の準備はできていますか。
 - ② 授業に不必要な物(他教科の教科書、ケータイなど)は片付けていますか。
 - ③ 体調は良いですか。
 - ④ 姿勢良く、取り組むことはできそうですか。
- 年度初め「授業開始前の確認」を実施することについて説明し、生徒の理解を得る。
 - 生徒や学級の実態に合わせて、確認内容を検討する。
 - 授業開始とともに、毎時間全体に対して確認する。
 - 必要に応じて、個別に言葉掛けを行う。
 - 必要に応じて、教室掲示し、授業に対する生徒の主体性の向上を図る。

在籍学級の 実践3

授業の構成・生徒への伝え方



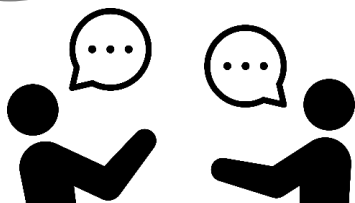
- 授業の流れを視覚的に示し、見通しをもたせる。
- 単元の目標を示す。
- 指示は短い言葉で、具体的に行う。
- 終了した活動は、二重線で消す。
- 時間配分を予告する。
- 机間指導を適宜行い、生徒が質問しやすい雰囲気をつくる。

「通級による指導」における学習活動

学習活動

1

日常生活についての会話（自己理解・他者理解）〈毎時間実施〉



リラックスした雰囲気、生徒のみならず教職員も日常について会話を

【実態把握】



「悩み」等を他者と共有する経験を積む

【関係づくり】



解決策を考え、成功体験につなげる自己理解を深める

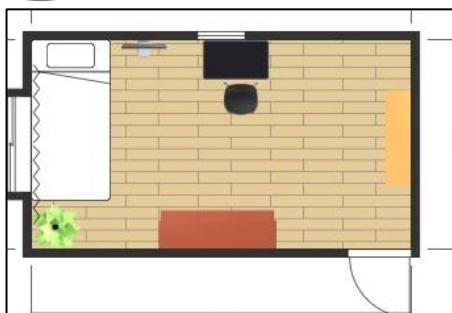
【自己理解】

- 出来事や考えを話すことから始め、「悩みごと」や「困ったこと」などについても共有する。
- 話を自分から始めることが難しい場合、サイコロトークなどの方法を用い、テーマを決めて話す。
- 状況の整理を教員と共に行い、生活上の困ったことを焦点化する。
- 他者理解を通して、自己理解を深める。
- 解決策を考え、成功体験を積み重ねる。

学習活動

2

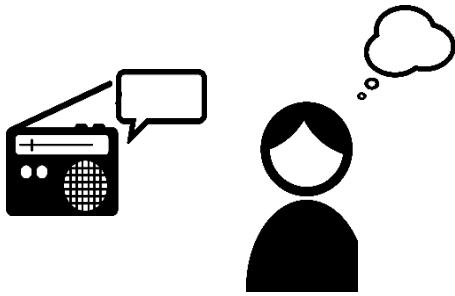
自分の部屋の様子を確認し、課題を探す



- 生徒の部屋の配置（ベッド、机、パソコン等）をイラストにして確認する。
- そのイラストから、課題点（物の配置、時間帯等）を整理する。
- 解決策を考える。
- 必要に応じて、保護者の方と情報を共有し、協力を得る。

学習活動
3

ポイントを押さえたメモの取り方



■メモのポイント

「話のテーマ」

「いつ、どこで、誰が、何を」

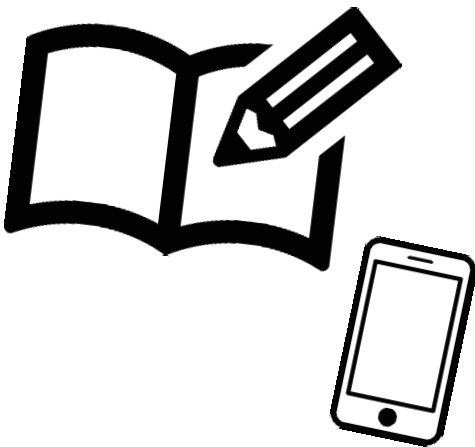
「どのくらい」(数字)

「どうする」「どうなった」(結果)

- ワークシートを作成し、話を聞いてポイントを記入する。
- 日常生活でも、メモを取る習慣をつける。

学習活動
4

スケジュールを立てる・振り返る



- 1日の生活の中でやるべきこと（To Do リスト）を考える。
- 概ね1週間を振り返り、健康状態など「困ったこと」があれば記録する。また、生徒ができる解決策を教職員と共に考え、実践につなげる。
- 学校の行事予定表を準備し、月のスケジュール帳に大まかな今後の予定を記入する。
- 予定の管理については、スマートフォンのアプリ等、本人の状況に合わせた使いやすい手段を自ら選択できるようにする。
- 活動後、保護者に連絡を取り、生徒の状況の把握や、保護者の協力をもらうべき新たな取組があれば説明し、理解を得る。

Case3 指導案 例

期 日	〇〇年〇月〇日 () 曜日 () 限 第 () 回 累計 () 時間	
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間の出来事について ・ メモ取り学習 	実施場所
		〇〇〇〇教室
本時の目標	関連する自立活動の区分・項目	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間の出来事を振り返り、他者と共有することができる。 ・ 話の要点をまとめて、メモを取ることができる。 	2-(1) 情緒の安定に関すること 6-(2) 言語の受容と表出に関すること 6-(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること	

活動の流れ

学習活動		指導上の留意点	備考
導 入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前時の振り返りをする。 ・ 本時の学習内容、ねらいを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回、取り組んだ内容を思い出し、チャレンジしたことがあれば発表させる。 	前時のプリント
展 開	活動1 「1週間の出来事」を振り返り、他者に伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 話しやすい雰囲気づくりを心掛け、生徒との関係を深めるようにする。 ・ 1週間の印象的な出来事（楽しかったことや困ったことなど）について生徒と教員が互いに話をする。 ・ 1週間の生徒の様子や変化など、生徒の実態把握の視点ももつ。 ・ 困ったことなどについて、解決策を一緒に考える。 ・ 生徒と教員が、一緒に考えることで、他者理解、自己理解が深まるように心掛ける。 ・ 話が難しい様子があれば、無理はさせず、話カードを利用し、そのテーマに沿って話をする。 	教材③ ※P56 参照
	活動2 「メモ取り学習」 <ul style="list-style-type: none"> ・ メモを取ることの必要性 ・ 「要点を押さえる」方法 ・ 聞き取りにチャレンジ ①練習問題 「校内放送を聞き取る」 ②問題 「会話文を聞き取る」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分がどうやって情報を入手しているか考えさせる。 ・ 「5W1H」「理由」「数字」「結果」など、話を要約するポイントを伝える。 ・ タブレットからの音声データを聞き、プリントに記入させる。 ・ 上記ポイントを虫食いにしたプリントを準備する。 	学習プリント1 学習プリント2 音声データ
ま と め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習した内容のテーマ、ポイントを思い出す。 ・ 感想 ・ 次時の予告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日取り組んだ内容を確認し、本人の記憶に残るようにする。 ・ 活動の中で、生活上チャレンジできそうなことがあれば発表させる。 	学習プリント3

評価の観点

- 1週間の出来事について振り返り、他者と共有することができたか。
- 話を要約するポイントを理解し、日々の生活で生かすことができそうか。

<参考> 「通級による指導」使用教材及び参考資料

指導事例で使用する教材

- 教材① 「イラスト版子どものアンガーマネジメント 怒りをコントロールする43のスキル」 篠真希+長縄史子著/合同出版
- 教材② 「1日5分!教室で使えるコグトレ 困っている子どもを支援する認知トレーニング122」 宮口幸治著/東洋館出版社
- 教材③ 「こころかるた」 株式会社 クリエーションアカデミー

その他の使用教材及び参考資料等

- 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)平成30年3月」 文部科学省
- 「中学生・高校生のためのソーシャルスキル・トレーニング スマホ時代に必要な人間関係の技術」 渡辺弥生・原田恵理子編著/明治図書
- 「SST2 択展開カード このあとどうなるの?」 本田恵子監修
- 「中学校・高等学校 発達障害生徒への社会性指導 キャリア教育プログラムとその指導」 桑田良子編著/ジアース教育新社
- 「実行機能カステップアップワークシート」 NPOフトゥーロLD発達相談センターかながわ編著/かもがわ出版
- 「人間関係スキルアップ・ワークシート」 嶋田洋徳・坂井秀敏・菅野純・山崎茂雄著/学事出版
- 「はあって言うゲーム」 株式会社 幻冬舎
- 「アンガーマネジメントゲーム」 一般社団法人 日本アンガーマネジメント協会
- 「キャット&チョコレート」 株式会社 幻冬舎
- 「ヒットマンガ」 タンサン株式会社
- 「青年期のSST vol.1~4」 一般社団法人 ダイジョウブ・プロジェクト

7 「通級による指導」の評価

「通級による指導」を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な内容や目標を定めます。

「通級による指導」における単位の修得の認定については、次のように示されています。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」文部科学省 P30

- 「通級による指導」では、個別の指導計画に従って「通級による指導」を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められることが単位認定の基準となります。
- 評価は、個別の指導計画の目標に照らして文章表記で行います。
- 評価に当たっては、担当者や担任等が中心となって原案を作成し、校内委員会等で協議した上で、最終的には校長が判断し、評価に至ります。
- 評価の材料としては、出席状況、授業態度・取組状況、成果などがあり、これらの観点から評価を行っていきます。以下に、評価の材料（例）を示しています。

【評価の材料】（例）

出席状況

- ・ 各学校で規定された履修条件に合わせて出席時数の基準を満たしているか。

授業態度・取組状況

- ・ 意欲・関心をもって取り組んでいるか。

成果

- ・ 個別の指導計画で設定した目標に照らし合わせて一定の成果が認められるか。
- ・ 提示した課題や目標に対して、概ね達成できているか。
- ・ 課題達成に向けたプロセスにおいて、他者と関わろうとする意欲や前向きに取り組もうとする姿勢が見られるか。

- 評価の根拠には、担当者による行動観察・記録、複数の教員等による評価、生徒による自己評価などがあります。

その際、次のような評価表を用いる方法もあります。これは、個別に設定した目標や学習内容に基づいて、評価項目、観点を設け、生徒の学習状況や成果を評価していくものです。

評価表を用いて評価を行うことにより、客観的で明確な評価が可能となります。また、生徒の実態に応じて評価項目や観点的内容を調整し、個々に応じた評価基準を設定することができます。

評価表（例）

評価項目		A	B	C	D	自立活動 関連項目
1	授業への 取組	準備や時間厳守 ができています	準備や時間厳守 が概ねできてい る	準備や時間厳守 ができないこと がある	準備や時間厳守 ができない	2-(2)
2	挨拶	自分から挨拶が できる	環境に慣れると 自分から挨拶が できる	相手から挨拶を もらうことで挨拶 を返すことができ る	どんな環境でも 自分から挨拶す ることが難しい	3-(1) 6-(1)
3	身だしな み	清潔感があり、 整っている	言葉掛けにより 改善できる	自ら整えること が難しい	言葉掛けをして も整えることが 難しい	1-(1)
4	指示の理 解	1回の指示で理 解できる	数回の指示で理 解できる	その都度の指示 で理解できる	指示理解が難し い	4-(5) 6-(1)

以下略

<評価表の使い方>

- ・ 個別の指導計画の目標からみて必要な評価項目を設定して評価することで、本人ができることと難しいことを可視化し、その時点での到達状況を把握することができます。取り組もうとする課題の妥当性を確認することもできます。
- ・ 本人・保護者と面談を実施する際に、指導前と指導後の評価を比較することで、本人が成長した点が分かりやすく、自己肯定感やその後の学習意欲を高めることができます。また、その時点での課題を明らかにすることができ、その後の学習内容を考える手掛かりにもなります。

8 進路支援について

(1) 進路支援

- 3年間を見通した進路指導計画に沿って、進路について主体的な選択・決定ができるよう、特性に配慮した指導や支援を心掛けましょう。
- キャリア教育や通級による指導等では、体験的な活動を通して適切な自己理解を図り、進学や就職に関する具体的な情報を収集できるようにします。
- 生徒が数年後の自分の姿を想定して自ら目標を設定し、具体的な計画を立て、自己実現できるように、教員や保護者は相談相手として支援するよう配慮します。
- 卒業後の生活に必要なとされる力を視野に入れ、校内コーディネーターが中心となって地域の関係機関等と連携を図り、必要に応じて相談やケース会議を行うようにします。
- 「個別の教育支援計画」を作成している場合は、本人や保護者の了解を得て、生徒が将来に向けて可能性を伸ばせるような情報を進路先に伝えるようにしましょう。

入学から進学・就職希望が決定するまでのスケジュール (例)

学年	月	進路支援の流れ	進路指導計画・行事等	備考
1年	4	適切な自己理解を図る 進路に関する情報を収集する 自己実現を図るための目標を設定する 関係機関との連携を図る	オリエンテーション 進路希望調査① ※実態把握 保護者面談	進路希望調査や保護者面談で進学・就職の意向を確認し、以後様々な学習を通して具体的に決めていく。
	7		(インターンシップ) 進路適性検査 進路体験発表 進路希望調査② (進路ガイダンス) (インターンシップ報告会)	1学年10月にインターンシップを行う学校では、5月から事前指導を開始する。体験的な活動を通して、自分の適性等を客観的に理解する。具体的な職場開拓につながることもある。
	10			
	12			
	1			
	3			
2年	4	進路希望調査③ 進路ガイダンス(生徒・保護者) インターンシップ 保護者面談 進路適性検査 進路体験発表 進路希望調査④	障害者手帳の有無や情報の開示・非開示について、説明する場合もある。	
	5			
	7			
	10			
	12			進路適性検査で客観的な自己理解を図り、進路選択や目標設定の参考にする。
	1			
3年	4	進路希望調査⑤ 入試説明会 企業訪問 進学を希望する場合 P 60 就職を希望する場合 P 63 卒業式	2学年修了までには、「三者懇談」等で進学・就職の意思を確認し、以後それぞれに応じて準備を始める。	
	5			
	6 3			

※このスケジュールはあくまでも目安で、個別のニーズに応じて3年間を通じて支援します。

(2) 進学を希望する場合

- 発達障害等のある生徒の大学等の入学試験に当たっては、申請に基づき特別な配慮を行うとともに、合格・入学決定後に、本人、保護者の了承の上で、高等学校等の支援を情報収集したり、本人や保護者と話し合ったりして、支援体制を整備する大学もあります。

高大連携

障害のある進学希望者にとっては、志望する大学等の障害学生支援の状況は重要な判断材料であることから、事前に相談等を行うことは有効な情報源となります。

障害のある学生の入学に当たっては、それまでの教育機関における支援の状況について、個別の教育支援計画等の支援に関する資料やヒアリングにより収集し、スムーズかつ効果的な支援を実施することが求められます。

ただし、高等学校等と大学等における教育の方法や内容、教育環境の違い等により、支援の方法・内容も異なることがあるということに留意する必要があります。

※ 情報共有を行う場合は、学生本人の了承を得ることが必要です。

大学入学前までに必要と考えられる支援

○ 志望大学のウェブページや募集要項等で、実施している特別措置や問い合わせ窓口を確認しましょう。

○ 大学説明会やオープンキャンパスに参加し、必要に応じて受験特別措置等について受験前相談を受けましょう。

○ 各大学の手続きに従って、受験特別措置の申請を行いましょう。

○ 合格後に早い時期に、大学等の相談窓口で学習や学生生活の支援内容及び相談先を話し合いましょう。

資料 障害学生の受験と進学の際：特別措置の経験とその準備

	大学入学共通テスト	個別大学等試験	関連事項
7月以前	<p>大学入試センターに特別措置内容の事前確認</p> <p>共通テスト受験案内(別冊)を高校の担任等より入手</p>	<p>一般選抜(一般入試)や特別入試等各入試の特別措置対応や大学進学後の支援を事前に大学に相談</p> <p>志望大学のオープンキャンパスに参加(前年でも可)</p>	<p>支援者や専門家に自分の障害の状況に応じた適切な学習の方法を相談(時期問わず早期から)</p>
8月	<p>共通テスト特別措置出願前申請(8月はじめ～9月末まで)</p>	<p>総合型選抜(AO入試)の特別措置申請時期は各大学の設定する出願と試験の日程により多岐にわたる。(合格発表も11月以降、順次行われる)</p>	<p>主治医の診断書、障害の状況報告書等、必要書類を準備</p>
9月	<p>共通テスト特別措置出願時申請(9月末～11月上旬)</p>		
10月	<p>出願受理通知を受取(~10月下旬まで)</p>		
11月		<p>学校推薦型選抜(推薦入試)出願(11月以降) 合否発表(12月以降)</p>	<p>進学に伴う転居等がある場合は可能な限り早期に転居先の住居や移動、生活支援を構築する(特に、ヘルパー利用や住居の改造など制度を活用する必要がある場合)</p>
12月	<p>受験票および特別措置決定通知の受取(~12月中旬まで)</p> <p>共通テスト実施校(問合せ校)との特別措置打合せ</p>	<p>国公立大学</p> <p>前・中・後期試験 特別措置申請</p> <p>私立大学等</p> <p>特別措置申請</p>	
1月	<p>共通テスト受験</p>	<p>願書受付</p>	
2月		<p>前・中・後期試験 願書受付</p> <p>一般選抜(一般入試)</p>	
3月		<p>前期日程試験受験</p> <p>合否発表・入学手続</p>	
		<p>中・後期日程試験受験</p> <p>合否発表・入学手続</p>	

※ 国公立大学等学校推薦型選抜、私立大学等一般選抜は日程が多様であるため、例示である。

参考：「障害学生受入促進研究委託事業 一障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」報告書(平成23年3月、独立行政法人日本学生支援機構)

大学入試【大学入試センター試験】※令和3年度からは「大学入学共通テスト」

『令和2年度大学入学者選抜 大学入試センター試験 受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕』

- 受験上の配慮についての事前相談
 - ・ 事前相談は随時受け付けています。
 - ・ 出願前申請期間・出願受付期間にかかわらず、できるだけ早めに問い合わせてください。
 - ・ 志望大学の個別学力検査等や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがあるので、志望大学が定めている期日までに、志望大学に事前に相談してください。
- 申請方法等（時期は令和2年度大学入試センター試験における日程）
 - (1) 出願前申請（令和元年8月1日～令和元年9月27日）
 - (2) 出願時申請（令和元年9月30日～令和元年10月10日）
- 受験上の配慮申請における区分別提出書類
 - ・ 受験上の配慮申請書、診断書、状況報告書 など
- 受験上の配慮事項（令和2年度版より）
 - 《配慮の種別》
 - ・ 解答方法や試験時間に関する配慮
 - ・ 試験室や座席に関する配慮
 - ・ 持参して使用するものに関する配慮 など

センター試験を利用しない大学を受験する場合は、受験者本人、保護者、在籍する高校の教員等が直接問い合わせましょう。

受験者に関する情報の引継ぎには、「個別的教育支援計画」等を活用しましょう。

入学後に必要と考えられる支援

学習支援

- ・ 教材の点訳、電子データ化
- ・ ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳
- ・ 教室や座席の配慮、専用机、イス、スペース確保

学生生活支援

- ・ 学生生活に関わる支援
- ・ 緊急時や災害に関わる支援
- ・ 施設設備のバリアフリー化
- ・ 心理面・健康面に関する支援
- ・ 生活介助

就職支援

- ・ 就職情報へのアクセス支援
- ・ キャリアサポートプログラムの提供
- ・ キャリア形成支援プログラムの提供

『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』（日本学生支援機構）

(3) 就職を希望する場合

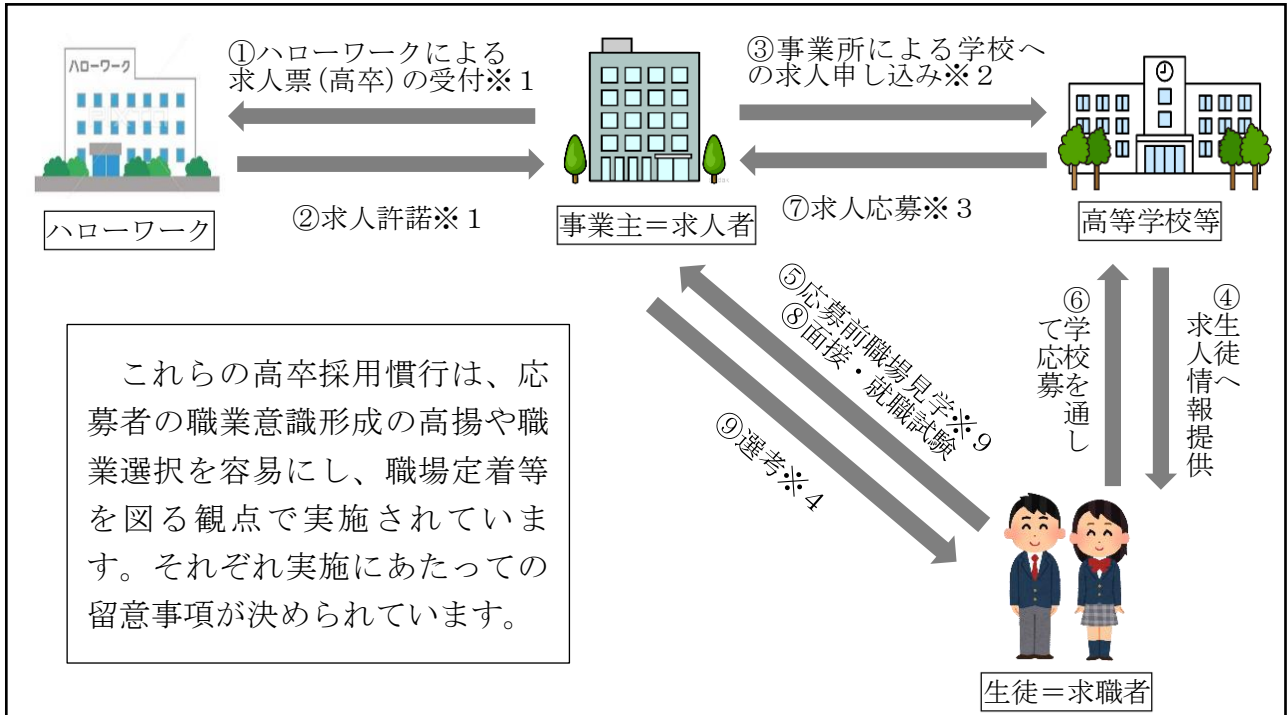
- 生徒や保護者の思いを傾聴し、本人の特性に合った業務内容や職場環境の視点で、関係機関と連携しながら一緒に考えていくことが大切です。
- 進路指導計画の基本的な流れの中で、校内コーディネーターを中心にして、担任や各分掌が情報共有し、協力体制のもと相談支援を進めていきます。

高校生の入学から卒業までの就職活動スケジュール（例）

学年	月	採用選考期日の日程等	就職活動・学校行事等	特別な支援が必要と思われる生徒を含めた全体への配慮
1年	4	学習活動で自己探求・進路探究を進める	進路希望調査① 実態把握	入学後から、キャリア教育等の学習で自己理解を深め、将来の生活を見通し、進学・就職の意向を徐々に固めるようにする。
	随時		保護者面談	
	7		進路希望調査②	
2年	1		進路希望調査③	すでに障害者手帳がある場合や、就職活動において、本人・保護者が特別な支援を希望する場合は、ハローワークや障害者職業センター等の関係機関と連携して進める。必要に応じてケース会議を開く。
	4		インターンシップ※5	
	7		進路適性検査※6	
	10		進路希望調査④	
3年	1		進路希望調査⑤	1, 2年生10月頃に、進路適性検査を実施する学校もある。
	4		求人開拓※7	
	5		企業訪問	就職活動において、障害手帳の有無や「情報の開示・非開示」の違いについて、情報提供する場合もある。※8
	6	求人受付開始 ※1		
	7	求人公開開始 ※2	応募前三者面談 応募前職場見学へ参加等※9	
	8		校内選考会議 履歴書記入・面接練習開始	履歴書記入の指導や面接練習の他、必要に応じて職業適性検査や職業レディネス・テスト等※6を活用した練習をする場合もある。
	9	応募開始※3 選考開始※4	応募 就職試験	
	10		内定	山口県では、10月1日から一人二社まで応募可能となる。※3
	11		不採用	
	12		↓	卒業時に就職未内定の場合は、卒業後も学校や関係機関が連携して就職支援を行っていくことを情報提供し、就職活動の継続を勧める。※10
1		↓		
2		↓		
3		↓		
4		↓		

※1～4 例年2月に厚生労働省より、次年度3月に高校を卒業する生徒等の採用選考期日等が発表される

新規高等学校等卒業（以下高卒と表記）者の採用選考の流れ



- ※1 高卒者を求人する事業主（求人者）は、ハローワークに「求人申込書（高卒）」を提出し、内容が適正であることの確認（許諾）を受けた後に、高等学校等へ求人申し込みすることになっています。※2
- ※3 「一人一社制」とは、一人の生徒が一時に応募できる企業を一社とする仕組みです。山口県では、10月1日以降は一人二社までの複数応募・推薦が可能となります。
- ※5 「インターンシップ」を効果的に行うためには、生徒の特性やニーズに合った実習先を提案し、十分な事前・事後学習を実施することが重要です。特別な支援が必要と思われる場合は、本人・保護者の了解を得て、将来に向けて可能性を伸ばせるような情報を実習先に伝え、保護者・企業と連携して行うようにします。1年時に行う学校もあります。
- ※6 就職試験で実施する事業所もあり、ハローワークへ問合せができます。
例）「職業レディネス・テスト 第3版」独立行政法人 労働政策研究・研修機構
「厚生労働省編一般職業適性検査」厚生労働省職業安定局
- ※7 学校は「職業安定法」により「(学校等) 無料職業紹介事業届出書」をハローワークに提出しておく必要があります。
- ※8 特別な支援が必要と思われる場合は、障害者手帳の取得により様々な支援を利用できる場合があります。また、障害者手帳が既にある場合でも、応募時の情報を開示・非開示を本人の自由意思で決めることができます。本人と保護者がそれぞれのメリット、デメリットをよく理解して選択できるよう、関係機関と連携して情報提供することが大切です。（P67）
- ※9 就職を希望する生徒が、応募前に直接事業所を訪問して求人票に記載されていない内容等を確認し、自己の個性・適性に合った職種や応募先を決定するために「応募前職場見学」を行います。
- ※10 卒業時に就職未内定の場合は、高校教育課「卒業後の就職支援について」（2月中旬送付）を保護者に渡すとともに、3月中旬に保護者と関係機関の顔合わせをして卒業後の支援がスムーズに移行できるようにします。

山口県の関係機関連絡先一覧

No.	関係機関名	住所	電話
1	山口新卒応援ハローワーク (ヤング・ハローワーク山口)	山口市小郡高砂町 1-20 山口しごとセンター 1 階	083-973-8080
2	ハローワークプラザ下関	下関市竹崎町 4-3-3 JR 下関駅ビル ripie (リピエ) 2 階	083-231-8189
3	ハローワーク岩国	岩国市山手町 1-1-21	0827-21-3281
4	ハローワーク柳井	柳井市南町 2-7-22	0820-22-2661
5	ハローワーク下松	下松市東柳 1-6-1	0833-41-0870
6	ハローワーク徳山	周南市大字徳山 7510-8	0834-31-1950
7	ハローワーク防府	防府市駅南町 9-33	0835-22-3855
8	ハローワーク山口 (学卒求人申込は山口新卒応援ハローワークへ)	山口市神田町 1-75	083-922-0043
9	ハローワーク宇部	宇部市北琴芝 2-4-30	0836-31-0164
10	ハローワーク下関 (学卒求人申込はハローワークプラザ下関へ)	下関市貴船町 3-4-1	083-222-4031
11	ハローワーク萩	萩市大字平安古町 599-3	0838-22-0714
12	ハローワーク長門 (ハローワーク萩長門分室)	長門市東深川 1324-1	0837-22-8609
13	山口しごとセンター	山口市小郡高砂町 1-20	083-974-5120
14	しゅうなん若者サポートステーション	周南市徳山港 1-1 (旧周南市役所港町庁舎 2 階)	0834-27-6270
15	ほうふ若者サポートステーション	防府市栄町 1-1-17	0835-28-3808
16	うべ若者サポートステーション	宇部市寿町 2-3-18	0836-43-6883
17	しものせき若者サポートステーション	下関市山の田東町 2-32 ハイクレスト山の田 1 階	083-254-0340
18	山口職業能力開発促進センター	山口市矢原 1284-1	083-922-2143
19	山口障害者職業センター	防府市岡村町 3-1	0835-21-0520
20	障害者就業・生活支援センター 蓮華 (れんげ)	岩国市麻里布町 2-3-10 1 階	0827-28-0021
21	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	周南市五月町 6-25	0834-33-8220
22	鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール	山口市下小鯖 2287-1	083-902-7117
23	光栄会障害者就業・生活支援センター	宇部市新天町 1-2-32	0836-39-5357
24	なごみの里障害者就業・生活支援センター	下関市蒲生野 250	083-262-2116
25	ふたば園障害者就業・生活支援センター ほっとわーく	萩市土原 521-1	0838-21-7066

平成31年 2 月山口県教育庁高校教育課「卒業後の就職支援について」より

山口県内の主な関係機関の紹介

就職を希望する場合は、まず管轄のハローワークに相談しましょう。そこでの相談を通して、下記のような他機関とつながり、将来を見通した就職活動を進めていく道筋がつかえます。なお、表記の数字は別表「関係機関連絡先一覧」(P65)のNo.です。

(各機関の詳細は下記 URL を参考に、ホームページ等でご覧ください。)

1～2 若者新卒応援ハローワーク

若者新卒応援ハローワークは、全都道府県にある新卒者・既卒者を支援する国の機関です。山口県には山口市と下関市の2か所に設置され、大学院・大学・短大・高専・専修学校の在学生や既卒の方及び正規雇用をめざす概ね45歳未満の方を対象に様々なサービスを提供しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/000320203.pdf>

3～12 ハローワーク(公共職業安定所)

山口県では9か所(1分室)の管轄ハローワークが、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。詳細は各管轄ハローワークのホームページ等でご覧ください。

13 山口しごとセンター

県のしごとセンター条例に基づき設置されている県内全域を対象とした県の施設です。年齢を問わず求職中の方、大学・短大・高専・専修学校等を卒業予定・卒業された方、県外で働くUJIターン希望の方に、個別就職相談・情報提供・職業紹介等の一貫した支援を行っています。

https://www.joby.jp/parent/schedule_hs.php

14～17 地域若者サポートステーション(通称サポステ)

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者の就労を支援する、厚生労働省委託の支援機関です。働くことに踏み出せない若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す」力を引き出し、就職して社会へ踏み出す橋渡しを行います。山口県内には、地域若者サポートステーションが4か所あり、対象地域への出張相談も行われています。

<https://saposute-net.mhlw.go.jp/>

18 山口職業能力開発促進センター(ポリテクセンター山口)

独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」の施設で、求職者の再就職を支援するための職業訓練、中小企業等で働く方々を対象とした職業訓練(能力開発セミナー)や人材育成等の支援を行っています。

<http://www3.jeed.or.jp/yamaguchi/poly/>

19 山口障害者職業センター

独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」山口支部として、就職や職場復帰をめざす障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。障害者職業カウンセラー等を配置し、「障害のある方と企業の方との架け橋に」をモットーに、ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センターと密接に連携しています。

<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/yamaguchi/>

20～25 障害者就業・生活支援センター

雇用、福祉、教育等の各機関と連携しながら、障害者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害のある方が職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。また、障害者雇用について、事業主の方に対する相談も行っています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/syougaisya/centernosetti.html>

障害者手帳の有無や情報の開示・非開示について

就職後、職場定着のためには、事業主に障害等を開示して合理的な配慮を受けるとともに、支援機関の支援を受けることが効果的です。事業主への障害の非開示を希望する生徒や保護者には、開示した場合にどのようなことが期待できるか、どのような支援を受けることができるか等を分かりやすく説明する必要があります。

ただし、障害等の開示・非開示は、重要なプライバシーに関するものであり、本人の意思で決定するものであるため、相談支援を行う際は、開示・非開示のどちらが望ましいか断定的な判断を行うべきではありません。管轄のハローワークや専門支援機関と連携を図り、分かりやすく説明した上で、本人の決定を支援し、その決定を尊重する必要があります。

1. 伝える・伝えないは自己選択

- ・ 障害や病気の情報はプライバシーにかかわる情報です。
- ・ 会社に伝える・伝えないは本人の選択になります。
- ・ 会社は、障害があることの申告を強要することはできません※。

※「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省HP参照）

2. 検討のためのチェックポイント

選択に迷ったら、まずは以下の項目について検討してみましょう。

- 通院・服薬している場合などは、会社からの配慮がなくても継続して働くことができますか？
- 環境の変化（職場環境、人事異動、業務の繁閑など）や、職場での問題・課題（人間関係、コミュニケーション、仕事の責任）について、特別な配慮や支援がなくても対応できますか？
- 労働条件・仕事内容が、自分の体力や経験・能力に見合っているか心配はありませんか？

➡ 1項目でも不安がある場合は、会社に伝えることも選択肢のひとつです。

3. 会社に伝えると、変わること

会社に伝えることで、以下のようなサポートや配慮を受けやすくなります。

- 障害特性に応じた、会社による配慮
- 障害や病気があることを前提とした、各種の支援制度
- 障害特性に応じた配慮やサポートを受けやすい、障害者専用求人への応募

※ただし、障害者専用求人は、一般の求人に比べ求人数は限られ、職種・業務内容の種類が少ないことがあります。

会社に伝える際は、①人事担当者や上司に限定して伝える、②一緒に働く同僚にも伝える、などの方法があり、一般的には②のほうがより多くの配慮を受けやすくなります。

【出典】「障害がある方へ～就職活動の進め方～（障害を会社に伝えますか？伝えませんか？）」

（厚生労働省・山口労働局・ハローワーク山口）

9 障害者手帳の種類と取得

(1) 障害者手帳の種類

○ 障害者手帳には、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の三つの種類があります。発達障害に特化した手帳はありませんが、個々の状況に応じて手帳を取得すると、必要な支援やサービスを受けやすくなることがあります。

障害者専用求人への応募に手帳を使用する可能性がある場合は、3年生の1学期くらいまでに取得しておくこと、余裕をもって進路の準備をすることができます。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象	身体障害者（児）	知的障害者（児）	精神障害者
	◇視覚障害、聴覚 又は 平衡機能障害 ◇音声・言語 又は そしゃく機能障害 ◇肢体不自由 ◇内部障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は 直腸・小腸、免疫、肝臓機能障害)		◇精神障害のため、 長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方。 ◇統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害、発達障害、その他の精神疾患が対象。※知的障害は療育手帳制度があるため対象外
障害の程度	1～7級 ※手帳交付対象は6級まで	A（重度）とB（その他）	1～3級 ※日常生活や社会生活において援助を受けるか制限を受ける状態であり、又その状況による。
申請手続き等	①身体障害者診断書の作成・交付（県指定の医師） ②交付申請の手続き ③手帳の交付 ※有効期限はないが、障害程度に重大な変化が生じた時、新たな障害を有するに至った時は再交付の申請をする	①申請書の提出 ②判定 *18歳未満：児童相談所（中央、宇部、岩国、周南、下関、萩） *18歳以上：知的障害者更生相談所（山口） ③手帳の交付 ※有効期限は2～5年で、交付時に次の判定日が示される	①交付申請の手続き *初診日から6か月以上経過した時点での診断書を添付 ②手帳の交付 ※2年ごとに更新が必要
	※各申請書は山口県HP内 障害者支援課 障害者福祉施策のページよりダウンロード可		※各申請書は山口県HP内 山口県福祉総合相談支援センターのHPよりダウンロード可
※手続き等の窓口は市町障害福祉担当課 ※県が各手帳を交付するが、市町障害福祉担当課より受け取る。			

【出典】山口県福祉の手引き（障害者支援課）

(2) 各市町手帳申請等の担当課一覧

市町名	課名	電話
岩国市	障害者支援課	0827-29-2522
和木町	保健福祉課	0827-52-2195
柳井市	社会福祉課	0820-22-2111 (内線 191)
周防大島町	福祉課	0820-77-5505
上関町	保健福祉課	0820-62-0184
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810
平生町	町民福祉課	0820-56-7113
周南市	障害者支援課	0834-22-8387
下松市	福祉支援課	0833-45-1835
光市	福祉総務課	0833-74-3001
山口市	障がい福祉課	083-934-2794
防府市	障害福祉課	0835-25-2387
宇部市	障害福祉課	0836-34-8314
美祢市	地域福祉課	0837-52-5227
山陽小野田市	障害福祉課	0836-82-1170
下関市	障害者支援課	083-231-1917
萩市	福祉支援課	0838-25-3523
長門市	福祉課	0837-23-1243
阿武町	民生課	08388-2-3115

(令和2年3月現在)

(3) 障害者手帳所持によって受けられるサービス

手帳の種類や等級によって違いがありますが、手帳所持によって様々なサービスが受けられます。詳しくは、各市町窓口や利用する施設等にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳の例

税制の優遇措置 (所得税、自動車税等)
 生活保護の障害者加算 施設利用料の割引
 県・市町のサービス (福祉タクシー 町営バス等の助成等)
 携帯電話基本料金等割引 航空旅客運賃の割引 等

【参考】 山口県精神保健福祉センターHPより

参考資料

〈学習指導要領等〉

1. 高等学校学習指導要領（平成三十年告示）解説 総則編 平成30年7月
第6章 生徒の発達への支援 第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導
1 障害のある生徒などへの指導
2. 特別支援学校高等部学習指導要領 第6章 自立活動

〈関係通知〉

3. 「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付け19 文科初第125号初等中等教育局長通知）
4. 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成28年12月9日付け28 文科初第1038号初等中等教育局長通知）

1. 高等学校学習指導要領（平成三十年告示）解説 総則編 平成30年7月

1 障害のある生徒などへの指導

(1) 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫（第1章総則第5款2（1）ア）

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。

また、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めていること、高等学校等にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

そこで、今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的にわかるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ることとした。

障害のある生徒などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。その際に、高等学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

例えば、弱視の生徒についての理科における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導、芸術科における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導、病弱・身体虚弱の生徒についての芸術科や保健体育科におけるアレルギー等に配慮した指導など、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）に応じて個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLDの生徒についての国語科における書くことに関する指導や、数学科における計算の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。更に、ADHDや自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。指導に当たっては、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含めICT等の適切な活用を図ることも考えられる。

一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切

な指導を行うことであると言える。

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、組織的・計画的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

更に、障害のある生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

なお、今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等に当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

(2) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項(第1章総則第5款2(1)イ)

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

- (ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指

導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができなかったが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）などにおいて、高等学校等においても通級による指導を導入する必要性が指摘されてきた。このため、平成28年12月に学校教育法施行規則及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号）。

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになる。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しない。

なお、通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

今回の改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定された。これにより、通級による指導を行う場合には、生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとし、その際、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とすることを明記したものである。なお、特別支援学校高等部学習指導要領第6章では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分及び区分の下に各項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、生徒一人一人に個別に指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最も上がるよう

に考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

(手順の一例)

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校高等部学習指導要領第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

今回の改訂を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」においては、上記の各過程において、どのような観点で整理していくか、発達障害を含む多様な障害に対する生徒等の例を充実して解説しているので参照することも大切である。

なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176号)において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから、当該規定について「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科・科目の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

また、「その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とあるように、生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することをめざしていくことが重要である。

生徒が在籍校以外の高等学校又は特別支援学校の高等部等において特別の指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる(学校教育法施行規則第141条)。このように生徒が他校において指導を受ける場合には、当該生徒が在籍する高等学校等の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

「生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合」とは、生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを具体的な指導内容に対する生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、指導目標に照らして適切に評価するものである。そのため、各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるように努めることが重要である。

生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則となる。しかし、例えば、通級による指導を年度途中から履修する場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間(35単位時

間)に満たなくとも、次年度以降に通級による指導を履修し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能である。

なお、通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。

(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用（第1章総則第5款2（1）ウ）

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとした。

また、通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。

そこで、個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、それぞれの意義、位置付け及び作成や活用上の留意点などについて示す。

① 個別の教育支援計画

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障害のある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関などと連携し、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理

解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある生徒等への各教科等の指導にあたっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要がある。このためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

2. 特別支援学校高等部学習指導要領 第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2款に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
 - (2) 生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
 - (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
 - オ 個々の生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
 - カ 個々の生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。
 - (4) 生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
 - (5) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 6 生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。
- 7 自立活動の指導の成果が進路先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

3. 「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号初等中等教育局長通知)

19文科初第125号

平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷 眞美

特別支援教育の推進について (通知)

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来

に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

4. 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成28年12月9日付け28文科初第1038号初等中等教育局長通知）

28文科初第1038号
平成28年12月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属高等学校を置く各国立大学法人学長
附属中等教育学校を置く各国立大学法人学長
附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）【別添1】及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）【別添2】が、平成28年12月9日に公布され、平成30年4月1日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

1 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成28年3月の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）（以下「協力者会議報告」という。）を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業

について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態)を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部(必履修教科・科目等を除く。)に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

2 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

1 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条(第108条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。(規則第140条関係)
- (2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。(いわゆる「他校通級」)(規則第141条関係)

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。)の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第3款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。(本文関係)

- (2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高

等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。 (3関係)

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。 (1関係)

3 留意事項

第1 高等学校における通級による指導の制度化関係

1 単位認定・学習評価等について

(1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」（平成28年8月26日教育課程部会）別紙6における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂（平成29年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて対応いただきたいこと。

- ・高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。
 - ・生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。
- (2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。
- (3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 実施形態について

- (1) 通級による指導の実施形態としては、(1)生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、(2)他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、(3)通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。
- (2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。
- (3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあつては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価すること。
- (4) 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。

3 担当する教員について

- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合にあつては、在籍している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有

効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

- (1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、(1)学校説明会における説明、(2)生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、(3)生徒と保護者に対するガイダンス、(4)校内委員会等における検討、(5)教育委員会による支援、(6)生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知)【別添3】を参照されたい。

5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について

- (1) 対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏まえること。
- (2) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。

6 その他

- (1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。
- (2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。
- (3) 都道府県教育委員会(市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。)においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学

校への支援体制の強化に努めること。

- (4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

高等学校等における「通級による指導」ガイドブック

発行年月 令和2年（2020年）3月

編 集 山口県教育庁特別支援教育推進室

発 行 山口県教育委員会